

通貨先物取引及び貴金属のポケット取引の上場等に伴う業務規程等の一部改正新旧対照表等

目次

(ページ)

1. 業務規程の一部改正新旧対照表	1
2. 取引参加者規程の一部改正新旧対照表	12
3. 清算・決済規程の一部改正新旧対照表	19
4. 受託契約準則の一部改正新旧対照表	28
5. 先物・オプション取引口座設定約諾書の一部改正新旧対照表	31
6. Agreement for Setting up Futures/Options Trading Account の一部改正新旧対照表	32
7. J-NET市場に関する業務規程及び受託契約準則の特例の一部改正新旧対照表	34
8. 先物・オプション取引に係る証拠金及び未決済約定の引継ぎ等に関する規則の一部改正新旧対照表	36
9. 取引所外国為替証拠金取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例等を廃止する規則	39
10. 業務規程施行規則の一部改正新旧対照表	40
11. 市場デリバティブ取引又はその受託に関する規制措置の一部改正新旧対照表	50
12. 取引参加者規程施行規則の一部改正新旧対照表	52
13. 取引参加者料金等に関する規則の一部改正新旧対照表	57
14. 約諾書に基づく遅延損害金の率の一部改正新旧対照表	62
15. J-NET市場に関する業務規程及び受託契約準則の特例の施行規則の一部改正新旧対照表	63
16. 先物・オプション取引に係る証拠金及び未決済約定の引継ぎ等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表	65
17. 取引所外国為替証拠金取引における外国為替証拠金取引取次者に関する規則等を廃止する規則	66

業務規程の一部改正新旧対照表

新	旧
(目的) 第1条 この規程は、定款第44条第1項の規定に基づき、本所の開設する取引所金融商品市場（以下「本所の市場」という。）における市場デリバティブ取引に関し必要な事項を定める。	(目的) 第1条 この規程は、定款第44条第1項の規定に基づき、本所の開設する取引所金融商品市場（以下「本所の市場」という。）における市場デリバティブ取引に関し必要な事項を定める。 <u>ただし、取引所外国為替証拠金取引（金融商品取引法（昭和23年法律第25号。以下「法」という。）第2条第21項第2号に掲げる取引のうち通貨の価格に係るものをいう。）については、この規程に定めるもののほか、取引所外国為替証拠金取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例をもって定める。</u>
2 (略)	2 (略)
(自主規制業務の委託) 第2条の2 本所は、 <u>金融商品取引法（昭和23年法律第25号。以下「法」という。）第84条第2項</u> に規定する自主規制業務のうち、第3条第1項第3号に定める有価証券オプションの上場及び上場廃止に関する業務について、日本取引所自主規制法人（以下「自主規制法人」という。）に委託することができる。	(自主規制業務の委託) 第2条の2 本所は、 <u>法第84条第2項</u> に規定する自主規制業務のうち、第3条第1項第3号に定める有価証券オプションの上場及び上場廃止に関する業務について、日本取引所自主規制法人（以下「自主規制法人」という。）に委託することができる。
2・3 (略)	2・3 (略)
(市場デリバティブ取引の種類) 第3条 本所の市場における市場デリバティブ取引は、次の各号に定める取引とする。 (1)・(1)の2 (略) (2) 指数先物取引 法第2条第21項第2号に掲げる取引のうち指数（ <u>通貨（同条第24項第3号に掲げる通貨をいう。以下同じ。）</u> に係る指数（以下「通貨指数」という。）及び商品（ <u>同項第3号の3に掲げる商品をいう。以下同じ。）</u> に係る指数（以下「商品指数」という。）を含む。）に係るもの）に係るもの） (2)の2～(5)の2 (略)	(市場デリバティブ取引の種類) 第3条 本所の市場における市場デリバティブ取引は、次の各号に定める取引とする。 (1)・(1)の2 (略) (2) 指数先物取引 法第2条第21項第2号に掲げる取引のうち指数（商品（ <u>法第2条第24項第3号の3に掲げる商品をいう。以下同じ。）</u> に係る指数（以下「商品指数」という。）を含む。）に係るもの）
(取引の対象) 第5条 指数先物取引（ <u>通貨指数を対象とする指数先物取引</u> （以下「通貨先物取引」という。）及び商品指数を対象とする指数先物取引（以下「商品指数先物取引」という。）を除く。）の対象は、次の各号に掲げる指数とする。 (1)～(18) (略) 2 通貨先物取引の対象は、WMR外国為替ベンチマーク（外国為替の価格を対象とした指数であって、FTSE International	(取引の対象) 第5条 指数先物取引（商品指数を対象とする指数先物取引（以下「商品指数先物取引」という。）を除く。）の対象は、次の各号に掲げる指数とする。 (1)～(18) (略) (新設)

- 1 Limitedが算出するものをいう。)のうち、次の各号に掲げる通貨指数とする。
- (1) アメリカ合衆国通貨一単位当たりの日本円相当額（以下「米ドル／日本円」という。）
- (2) オフショア市場における中華人民共和国通貨一単位当たりの日本円相当額（以下「中国オフショア人民元／日本円」という。）
- (3) 欧州経済通貨統合参加国通貨一単位当たりの日本円相当額（以下「ユーロ／日本円」という。）

3 (略)

(限月及びその数)

第7条 指数先物取引は、次の各号に掲げる取引対象指数（指数先物取引の対象の指数をいう。以下同じ。）ごとに当該各号に定める取引日を取引最終日とする限月取引に区分して行うものとする。

(1) 日経平均、東証株価指数、JPX日経インデックス400、JPXプライム150指数、東証グロース市場250指数、RNP指数、TOPIX Core 30、東証銀行業株価指数、東証REIT指数、S&P/JPX 500 ESGスコア・ティルト指数（傾斜0.5）、FTSE JPXネットゼロ500インデックス及び日経気候変動指数

a (略)

b フレックス限月取引

取引参加者の申請に基づき本所が指定する取引日（JPXプライム150指数、東証グロース市場250指数、RNP指数、TOPIX Core 30、S&P/JPX 500 ESGスコア・ティルト指数（傾斜0.5）、FTSE JPXネットゼロ500インデックス及び日経気候変動指数を除く。）

(2) ~ (7) (略)

(8) 通貨指数

毎月の第三水曜日の前々営業日に終了する取引日

(9) (略)

(削る)

2 限月取引の数及びその期間は、次の各号に掲

2 (略)

(限月及びその数)

第7条 指数先物取引は、次の各号に掲げる取引対象指数（指数先物取引の対象の指数をいう。以下同じ。）ごとに当該各号に定める取引日を取引最終日とする限月取引に区分して行うものとする。

(1) 日経平均、東証株価指数、JPX日経インデックス400、JPXプライム150指数、東証グロース市場250指数、RNP指数、TOPIX Core 30、東証銀行業株価指数及び東証REIT指数

a (略)

b フレックス限月取引

取引参加者の申請に基づき本所が指定する取引日（JPXプライム150指数、東証グロース市場250指数、RNP指数及びTOPIX Core 30を除く。）

(2) ~ (7) (略)

(新設)

(8) (略)

(9) S&P/JPX 500 ESGスコア・ティルト指数（傾斜0.5）、FTSE JPXネットゼロ500インデックス及び日経気候変動指数

毎月の第二金曜日の前日に終了する取引日

2 限月取引の数及びその期間は、次の各号に掲

げる取引対象指数の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1)・(2) (略)

(3) J P X日経インデックス400、J P Xプライム150指数、東証グロース市場250指数、RNP指数及び通貨指数

特定限月取引の5限月取引制とし、各限月取引の期間は1年3か月とする。

(4)～(11) (略)

3～6 (略)

(取引の区分)

第7条の4の2 金及び白金を対象とする限月現金決済先物取引は、次の各号に掲げる対象の区分に従い、当該各号に定める取引に区分して行うものとする。

(1) 金

第26条第9項第2号の2a (b)イで定める額を呼値の単位とする取引をポケット取引とし、同(b)ロで定める額を呼値の単位とする取引をミニ取引とする。

(2) 白金

第26条第9項第2号の2b (b)イで定める額を呼値の単位とする取引をポケット取引とし、同(b)ロで定める額を呼値の単位とする取引をミニ取引とする。

(限月取引及びその数)

第7条の5 (略)

2 前項の限月取引とは、次の各号に掲げる取引をいう。

(1) 貴金属市場

a (略)

b 限月現金決済先物取引のうちポケット取引については、12月の現物先物取引の取引最終日が終了する日の前日に終了する取引日を取引最終日とする取引

c 限月現金決済先物取引のうちミニ取引については、毎偶数月の現物先物取引の取引最終日が終了する日の前日に終了する取引日を取引最終日とする取引

(2)・(3) (略)

3 限月取引の数及びその期間は、次の各号に掲げる市場の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) 貴金属市場

a 現物先物取引及び限月現金決済先物取引のうちミニ取引については、それぞれ各偶数月の6限月取引制とし、各限月取引の期間は1年とする。

げる取引対象指数の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1)・(2) (略)

(3) J P X日経インデックス400、J P Xプライム150指数、東証グロース市場250指数及びRNP指数

特定限月取引の5限月取引制とし、各限月取引の期間は1年3か月とする。

(4)～(11) (略)

3～6 (略)

(新設)

(限月取引及びその数)

第7条の5 (略)

2 前項の限月取引とは、次の各号に掲げる取引をいう。

(1) 貴金属市場

a (略)

(新設)

b 限月現金決済先物取引については、毎偶数月の現物先物取引の取引最終日が終了する日の前日に終了する取引日を取引最終日とする取引

(2)・(3) (略)

3 限月取引の数及びその期間は、次の各号に掲げる市場の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) 貴金属市場

現物先物取引及び限月現金決済先物取引について、それぞれ各偶数月の6限月取引制とし、各限月取引の期間は1年とする。

b 限月現金決済先物取引のうちポケット取引については、1限月取引制（10月の現物先物取引の取引最終日が終了する日の翌日から直近の限月取引の取引最終日の終了する日までの間においては2限月取引制）とし、各限月取引の期間は1年2か月とする。

(2)・(3) (略)

4 新たな限月取引の取引開始は次の各号に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 金及び白金に係る限月現金決済先物取引のうちポケット取引については、10月の現物先物取引の取引最終日の終了する日の翌日の本所が定める時刻から開始する。

(3) 金及び白金に係る限月現金決済先物取引のうちミニ取引については、直近の限月取引の取引最終日の終了する日の翌々日（休業日に当たるときは、順次繰り下げる。）の本所が定める時刻から開始する。

(4) 上海天然ゴムに係る限月現金決済先物取引については、直近の限月取引の取引最終日の終了する日の翌日の本所が定める時刻から開始する。

5 (略)

(限月取引及びその数)

第15条 指数オプション取引は、次の各号に掲げる取引対象指数オプション（指数オプション取引の対象の指数オプションをいう。以下同じ。）の区分に従い、当該各号に定める限月取引により行うものとする。

(1)・(1)の2 (略)

(2) 東証株価指数オプションJ P X日経インデックス400オプション、東証銀行業株価指数オプション及び東証REIT指数オプション

a・b (略)

(削る)

2 前項に規定する限月取引の数及びその期間は、次の各号に掲げる取引対象指数オプション

(2)・(3) (略)

4 新たな限月取引の取引開始は次の各号に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 限月現金決済先物取引

a 限月現金決済先物取引（次のbに掲げる限月現金決済先物取引を除く。）については、直近の限月取引の取引最終日の終了する日の翌々日（休業日に当たるときは、順次繰り下げる。）の本所が定める時刻から開始する。

b 上海天然ゴムに係る限月現金決済先物取引については、直近の限月取引の取引最終日の終了する日の翌日（休業日に当たるときは、順次繰り下げる。）の本所が定める時刻から開始する。

(新設)

(新設)

5 (略)

(限月取引及びその数)

第15条 指数オプション取引は、次の各号に掲げる取引対象指数オプション（指数オプション取引の対象の指数オプションをいう。以下同じ。）の区分に従い、当該各号に定める限月取引により行うものとする。

(1)・(1)の2 (略)

(2) 東証株価指数オプション及びJ P X日経インデックス400オプション

a・b (略)

(3) 東証銀行業株価指数オプション及び東証REIT指数オプション フレックス限月取引

2 前項に規定する限月取引の数及びその期間は、次の各号に掲げる取引対象指数オプション

の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1)～(2) (略)

(3) 東証銀行業株価指数オプション及び東証REIT指数オプション

a 通常限月取引

特定限月取引の3限月取引制とし、各限月取引の期間は9か月とする。

b フレックス限月取引

取引参加者の申請に基づき、本所が指定する取引日を取引最終日とする限月取引を行う。この場合における取引最終日は、本所が当該指定をしようとする日から起算して5年が経過した日までの取引日に限る。

3 新たな限月取引の取引開始日は、次の各号に掲げる限月取引の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) 通常限月取引

前項第1号a、第1号の2a、第2号a及び第3号aに規定する各限月取引のうち、最初に取引最終日が到来する限月取引の取引最終日の終了する日の翌日とし、その日の本所が定める時刻から新たな限月取引を開始する。

(2)・(3) (略)

4 (略)

(権利行使価格及びその数)

第16条 (略)

2 前項に規定する権利行使価格は、次の各号に掲げる取引対象指数オプションの区分に従い、当該限月取引の取引開始日の本所が定める時刻に当該各号に定めるところにより設定する。

(1)～(3) (略)

(4) 東証銀行業株価指数オプション

a 通常限月取引

指數オプション取引における東証銀行業株価指数の数値につき、5ポイント刻みで設定する5ポイントの整数倍の数値とし、本所が定めるところにより17種類設定する。

b フレックス限月取引

指數オプション取引における東証銀行業株価指数の数値につき、0.01ポイント刻みで設定する数値とし、取引参加者の申請に基づき、本所が定めるところにより設定する。

(5) 東証REIT指数オプション

a 通常限月取引

の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1)～(2) (略)

(3) 東証銀行業株価指数オプション及び東証REIT指数オプション

取引参加者の申請に基づき、本所が指定する取引日を取引最終日とする限月取引を行う。この場合における取引最終日は、本所が当該指定をしようとする日から起算して5年が経過した日までの取引日に限る。

3 新たな限月取引の取引開始日は、次の各号に掲げる限月取引の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) 通常限月取引

前項第1号a、第1号の2a及び第2号に規定する各限月取引のうち、最初に取引最終日が到来する限月取引の取引最終日の終了する日の翌日とし、その日の本所が定める時刻から新たな限月取引を開始する。

(2)・(3) (略)

4 (略)

(権利行使価格及びその数)

第16条 (略)

2 前項に規定する権利行使価格は、次の各号に掲げる取引対象指数オプションの区分に従い、当該限月取引の取引開始日の本所が定める時刻に当該各号に定めるところにより設定する。

(1)～(3) (略)

(4) 東証銀行業株価指数オプション

指數オプション取引における東証銀行業株価指数の数値につき、0.01ポイント刻みで設定する数値とし、取引参加者の申請に基づき、本所が定めるところにより設定する。

(5) 東証REIT指数オプション

指數オプション取引における東証REIT指数の数値につき、0.01ポイント刻み

指数オプション取引における東証REIT指
数の数値につき、50ポイント刻みで設定する50ポイントの整数倍の数値とし、本所が定めるところにより17種類設定する。

b フレックス限月取引

指数オプション取引における東証REIT指
数の数値につき、0.01ポイント刻みで設定する数値とし、取引参加者の申請に基づき、本所が定めるところにより設定する。

3・4 (略)

5 前3項のほか、次の各号に掲げる取引対象指數オプションの区分に従い、全部又は一部の限月取引について、当該各号に定める数値の新たな権利行使価格を本所が定めるところにより追加で設定することができる。

(1)・(1)の2 (略)

(2) 東証株価指數オプション及び東証REIT指數オプション

a・b (略)

(3) (略)

(4) 東証銀行業株価指數オプション

a 当該通常限月取引の残存期間が3か月となる月の第二金曜日が到来していない通常限月取引

5ポイント刻みで設定する5ポイントの整数倍の数値

b 前aに掲げる通常限月取引以外の通常限月取引

2.5ポイント刻みで設定する2.5ポイントの整数倍の数値

6 (略)

第3節の2 商品先物オプション取引の対象等

(取引の対象)

第16条の2 (略)

(売買システムによる取引等)

第22条 (略)

2 指数オプション取引における値段の表示は、次の各号に掲げる取引対象指數オプションの区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1)・(1)の2 (略)

(2) 東証株価指數オプション及び東証銀行業株価指數オプション

1万円を1ポイントとして行う。

(3) J P X日経インデックス400オプション及び東証REIT指數オプション

で設定する数値とし、取引参加者の申請に基づき、本所が定めるところにより設定する。

3・4 (略)

5 前3項のほか、次の各号に掲げる取引対象指數オプションの区分に従い、全部又は一部の限月取引について、当該各号に定める数値の新たな権利行使価格を本所が定めるところにより追加で設定することができる。

(1)・(1)の2 (略)

(2) 東証株価指數オプション

a・b (略)

(3) (略)

(新設)

6 (略)

(新設)

(取引の対象)

第16条の2 (略)

(売買システムによる取引等)

第22条 (略)

2 指数オプション取引における値段の表示は、次の各号に掲げる取引対象指數オプションの区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1)・(1)の2 (略)

(2) 東証株価指數オプション

1万円を1ポイントとして行う。

(3) J P X日経インデックス400オプション

1, 000円を1ポイントとして行う。

3 (略)

(呼値)

第26条 (略)

2~8 (略)

9 呼値の単位は、次の各号に掲げる市場デリバティブ取引の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

- (1) 国債証券先物取引
- a (略)
- b 現金決済先物取引
1銭とする。
- (1) の2 (略)
- (2) 指数先物取引
- a ~ i (略)
- j 通貨指数
 - (a) 米ドル／日本円及びユーロ／日本円
0.01円とする。
 - (b) 中国オフショア人民元／日本円
0.001円とする。
- (2) の2 商品先物取引
- a 金
 - (a) (略)
 - (b) 限月現金決済先物取引
 - イ ポケット取引
1グラムにつき1円とする。
 - ロ ミニ取引
1グラムにつき50銭とする。
 - (c) (略)
- b 白金
 - (a) (略)
 - (b) 限月現金決済先物取引
 - イ ポケット取引
1グラムにつき1円とする。
 - ロ ミニ取引
1グラムにつき50銭とする。
 - (c) (略)
- c ~ j (略)
- (3) ~ (4) (略)
- (5) 指数オプション取引
 - a ~ c (略)
 - d 東証銀行業株価指数オプション
0.1ポイントとする。
 - e 東証REIT指数オプション
1ポイントとする。
- (6) (略)

10~13 (略)

(取引単位)

1, 000円を1ポイントとして行う。

3 (略)

(呼値)

第26条 (略)

2~8 (略)

9 呼値の単位は、次の各号に掲げる市場デリバティブ取引の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

- (1) 国債証券先物取引
- a (略)
- b 現金決済先物取引
5厘とする。
- (1) の2 (略)
- (2) 指数先物取引
- a ~ i (略)
- (新設)
- (2) の2 商品先物取引
- a 金
 - (a) (略)
 - (b) 限月現金決済先物取引
1グラムにつき50銭とする。
- b 白金
 - (a) (略)
 - (b) 限月現金決済先物取引
1グラムにつき50銭とする。
- c ~ j (略)
- (3) ~ (4) (略)
- (5) 指数オプション取引
 - a ~ c (略)
 - (新設)
 - (新設)
- (6) (略)

10~13 (略)

(取引単位)

第29条 取引単位は、次の各号に掲げる市場デリバティブ取引の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1)・(1)の2 (略)

(2) 指数先物取引

次のaからhまでに掲げる取引対象指数の区分に従い、当該aからhまでに定める額に取引対象指数の数値を乗じて得た額を1単位として行う。

a～f (略)

g 通貨指数

(a) 米ドル／日本円

10,000米ドルとする。

(b) 中国オフショア人民元／日本円

100,000中国オフショア人民元とする。

(c) ユーロ／日本円

10,000ユーロとする。

h (略)

(2)の2～(6) (略)

(移管取引の成立)

第33条の4 提携外国取引所等から提携外国市場デリバティブ取引に係る決済が未了である約定の明細が本所に送信された場合には、本所は、当該明細の内容について本所が定める事項を確認する。

2～5 (略)

(最終決済)

第34条の9 現金決済先物取引の各限月取引について、取引最終日の翌日までの間に決済が行われなかった建玉については、次条に基づき最終清算数値を定める日の翌日に同条に規定する最終清算数値による決済を行う。

(最終清算数値)

第36条 最終清算数値は、取引最終日の終了する日の翌日に定めるものとし、次の各号に掲げる取引対象指数の区分に従い、当該各号に定めるところにより算出した特別な指数又は数値（以下「特別清算数値」という。）とする。ただし、フレックス限月取引において、各銘柄の設定時にあらかじめ最終清算数値を特別清算数値としないことを定めるものは、最終清算数値を取引最終日の終了する日に定めるものとし、取引最終日における取引対象指数の最終の数値とする。

(1)・(2) (略)

第29条 取引単位は、次の各号に掲げる市場デリバティブ取引の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1)・(1)の2 (略)

(2) 指数先物取引

次のaからgまでに掲げる取引対象指数の区分に従い、当該aからgまでに定める額に取引対象指数の数値を乗じて得た額を1単位として行う。

a～f (略)

(新設)

g (略)

(2)の2～(6) (略)

(移管取引の成立)

第33条の4 提携外国取引所等から提携外国市場デリバティブ取引に係る決済が未了である約定（以下「外国建玉」という。）の明細が本所に送信された場合には、本所は、当該明細の内容について本所が定める事項を確認する。

2～5 (略)

(最終決済)

第34条の9 現金決済先物取引の各限月取引について、取引最終日の翌日までの間に決済が行われなかった建玉については、次条に基づき最終清算数値を定める日の翌日（以下「最終決済期日」という。）に同条に規定する最終清算数値による決済（以下この款において「最終決済」という。）を行う。

(最終清算数値)

第36条 最終清算数値は、取引最終日の終了する日の翌日に定めるものとし、次の各号に掲げる取引対象指数の区分に従い、当該各号に定めるところにより算出した特別な指数又は数値（以下「特別清算数値」という。）とする。ただし、フレックス限月取引において、各銘柄の設定時にあらかじめ最終清算数値を特別清算数値としないことを定めるものは、最終清算数値を取引最終日の終了する日に定めるものとし、取引最終日における取引対象指数の最終の数値とする。

(1)・(2) (略)

(3) NYダウ

本国取引 (Board of Trade of the City of Chicago, Inc.) が開設する外国金融商品市場において取引されているNYダウを対象とした指數先物取引に類似の取引であって、取引最終日の属する月が本所NYダウ先物取引（本所が開設する金融商品市場において取引されているNYダウを対象とする指數先物取引をいう。）における限月取引と同じ限月取引をいう。）の最終清算数値として S & P Dow Jones Indices LLC が算出する指數

(4) ~ (8) (略)

(9) 通貨指數

取引最終日の終了する日の本所が定める時刻におけるそれぞれの通貨指數に基づき本所が定める方法で算出する数値

(10) (略)

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる取引対象指數の区分に従い、当該各号のいずれかに該当した場合で本所が必要と認めるときにおける最終清算数値は、本所がその都度定める日に、本所がその都度定める。

(1) ~ (5) (略)

(6) 日経平均トータルリターン・インデックス及び通貨指數

取引最終日の終了する日に、指數算出者による指數の算出若しくは配信が不能となった場合

(7) (略)

3・4 (略)

(ADP)

第36条の14 取引参加者は、本所が定める期間内にADP（本所が定める受渡条件によらず受渡当事者間で合意した受渡条件による受渡しを行うことをいう。）を本所に申し出て、その承認を受けたものについては、本所が別に定めるところにより、これを行うことができる。

（最終決済）

第36条の15 限月現金決済先物取引の各限月取引について、取引最終日の終了する日の翌日までの間に決済が行われなかつた建玉については、次条に基づき最終決済期日（次条に規定する最終清算数値を定める日の翌日をい

(3) NYダウ

本国取引 (The Board of Trade of the City of Chicago, Inc. (以下「CBOT」という。)) が開設する外国金融商品市場において取引されているNYダウを対象とした指數先物取引に類似の取引であって、取引最終日の属する月が本所NYダウ先物取引（本所が開設する金融商品市場において取引されているNYダウを対象とする指數先物取引をいう。）における限月取引と同じ限月取引をいう。）の最終清算数値として S & P Dow Jones Indices LLC が算出する指數

(4) ~ (8) (略)

(新設)

(9) (略)

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる取引対象指數の区分に従い、当該各号のいずれかに該当した場合で本所が必要と認めるときにおける最終清算数値は、本所がその都度定める日に、本所がその都度定める。

(1) ~ (5) (略)

(6) 日経平均トータルリターン・インデックス

取引最終日の終了する日に、指數算出者による日経平均トータルリターン・インデックスの算出若しくは配信が不能となった場合

(7) (略)

3・4 (略)

(ADP)

第36条の14 取引参加者は、本所が定める期間内にADP（本所が定める受渡条件によらず受渡当事者間で合意した受渡条件による受渡しを行うことをいう。以下同じ。）を本所に申し出て、その承認を受けたものについては、本所が別に定めるところにより、これを行うことができる。

（最終決済）

第36条の15 限月現金決済先物取引の各限月取引について、取引最終日の終了する日の翌日までの間に決済が行われなかつた建玉については、次条に基づき最終決済期日（次条に規定する最終清算数値を定める日の翌日をい

う。)に同条に規定する最終清算数値による決済を行う。

(最終決済)

第36条の18の2 第7条の6及び前条の規定にかかわらず、本所は、必要と認める場合には、新たな限日現金決済先物取引の設定及びロールオーバーを行わないこととし、その最終の取引日を取引最終日とすることができる。

2 本所が前項の規定により新たな限日現金決済先物取引の設定及びロールオーバーを行わないこととした場合には、第7条の6及び前条の規定にかかわらず、取引最終日の立会終了時までの間に転売又は買戻しが行われなかった建玉については、最終決済期日(次条に規定する最終清算数値を定める日の翌日をいう。)に、次条に規定する最終清算数値による決済を行う。

(最終清算数値)

第36条の18の3 限日現金決済先物取引の最終清算数値は、取引最終日の終了する日の翌日に定めるものとし、当該日における第36条の17に規定する理論現物価格とする。

(本所の市場における市場デリバティブ取引の方法等)

第51条 (略)

2・3 (略)

4 取引参加者は、本所の市場における次の各号に掲げる市場デリバティブ取引の業務を担当する役員又はその責任者の地位にある従業員のうちから、当該各号に定める責任者(本所の市場における当該各号に掲げる市場デリバティブ取引の業務の統轄及びこれに関連する事項の処理に当たる者をいう。以下この条において同じ。)1人を選任し、あらかじめ本所に届け出なければならない。

(1)～(3) (略)

5 前項の規定にかかわらず、取引参加者規程第25条第9項の承認を得た先物取引等取引参加者は、前項第1号に規定する責任者の選任及び本所への届出を要しない。

6 第4項の規定にかかわらず、国債先物等取引参加者については同項第3号に定める責任者、商品先物等取引参加者については同項第

う。)に同条に規定する最終清算数値による決済(以下この款において「最終決済」という。)を行う。

(新設)

(新設)

(本所の市場における市場デリバティブ取引の方法等)

第51条 (略)

2・3 (略)

4 取引参加者は、本所の市場における次の各号に掲げる市場デリバティブ取引の業務を担当する役員又はその責任者の地位にある従業員のうちから、当該各号に定める責任者(本所の市場における当該各号に掲げる市場デリバティブ取引の業務の統轄及びこれに関連する事項の処理に当たる者をいう。以下この条において同じ。)1人を選任し、あらかじめ本所に届け出なければならない。ただし、国債先物等取引参加者については第2号及び第3号に定める責任者、商品先物等取引参加者については第1号及び第2号に定める責任者の選任及び本所への届出を要しない。

(1)～(3) (略)

5 前項の規定にかかわらず、取引参加者規程第25条第10項の承認を得た先物取引等取引参加者は、前項第1号に規定する責任者の選任及び本所への届出を要しない。

(新設)

1号に定める責任者、通貨先物取引を行わない国債先物等取引参加者又は商品先物等取引参加者については同項第2号に定める責任者の選任及び本所への届出を要しない。

7 (略)

(取引に関する情報の提供)

第55条 取引参加者は、市場デリバティブ取引（第34条に規定する過誤訂正等のための取引を含む。）に係る未決済勘定がある顧客に対して、次の各号に掲げる事項に係る情報を毎月提供するものとする。

（1）次のaからeの2までの市場デリバティブ取引の区分に従い、当該区分に定める事項

a～b (略)

c 商品先物取引

(a)・(b) (略)

(b)の2 金及び白金に係る限月現金決済先物取引については、ポケット取引又はミニ取引の別

(c) (略)

d～eの2 (略)

(2)～(6) (略)

2 前項に規定する情報の提供について、顧客が日本証券業協会に所属する金融商品取引業者である場合（金利先物取引及び通貨先物取引に係る未決済勘定については、顧客が金融商品取引業者、取引所取引許可業者又は登録金融機関である場合とする。）又は法第45条若しくは金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）第111条第1号の規定により、顧客に取引残高報告書に記載すべき事項に係る情報の提供を要しない場合は、これを要しない。

3～6 (略)

付 則

- 1 この改正規定は、令和8年4月13日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、令和8年4月13日から施行することが適当でないと本所が認める場合には、同日後の本所が定める日から施行する。

6 (略)

(取引に関する情報の提供)

第55条 取引参加者は、市場デリバティブ取引（第34条に規定する過誤訂正等のための取引を含む。）に係る未決済勘定がある顧客に対して、次の各号に掲げる事項に係る情報を毎月提供するものとする。

（1）次のaからeの2までの市場デリバティブ取引の区分に従い、当該区分に定める事項

a～b (略)

c 商品先物取引

(a)・(b) (略)

(新設)

(c) (略)

d～eの2 (略)

(2)～(6) (略)

2 前項に規定する情報の提供について、顧客が日本証券業協会に所属する金融商品取引業者である場合（金利先物取引に係る未決済勘定については、顧客が金融商品取引業者、取引所取引許可業者又は登録金融機関である場合とする。）又は法第45条若しくは金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）第111条第1号の規定により、顧客に取引残高報告書に記載すべき事項に係る情報の提供を要しない場合は、これを要しない。

3～6 (略)

取引参加者規程の一部改正新旧対照表

新	旧
(取引参加者) 第2条 本所の取引参加者は、先物取引等取引参加者、国債先物等取引参加者及び商品先物等取引参加者の3種類とする。	(取引参加者) 第2条 本所の取引参加者は、先物取引等取引参加者、国債先物等取引参加者、商品先物等取引参加者及び外国為替証拠金取引参加者の4種類とする。
2 先物取引等取引参加者は、本所の市場において、次の各号に掲げる取引（有価証券等清算取次ぎによるものを除く。）を行うための取引資格（以下「先物取引等取引資格」という。）を有する。 (1)・(1)の2 (略) (2) 指数先物取引（法第2条第21項第2号に掲げる取引のうち指数（ <u>通貨</u> （同条第24項第3号に掲げる通貨をいう。以下同じ。）に係る指数（以下「通貨指数」という。）及び商品（同項第3号の3に掲げる商品をいう。以下同じ。）に係る指数（以下「商品指数」という。）を含む。）に係るもの）をいう。以下同じ。） (2)の2～(6) (略)	2 先物取引等取引参加者は、本所の市場において、次の各号に掲げる取引（有価証券等清算取次ぎによるものを除く。）を行うための取引資格（以下「先物取引等取引資格」という。）を有する。 (1)・(1)の2 (略) (2) 指数先物取引（法第2条第21項第2号に掲げる取引のうち指数（商品（ <u>法第2条第24項第3号の3</u> に掲げる商品をいう。以下同じ。）に係る指数（以下「商品指数」という。）を含む。）に係るもの）をいう。以下同じ。） (2)の2～(6) (略)
3 国債先物等取引参加者とは、本所の市場における前項第1号、第1号の2、 <u>第2号（通貨先物取引（業務規程第5条第1項に規定する通貨先物取引をいう。以下同じ。）に限る。）</u> 及び第4号に掲げる取引（有価証券等清算取次ぎによるものを除く。）を行うための取引資格（以下「国債先物等取引資格」という。）を有する者をいう。	3 国債先物等取引参加者とは、本所の市場における前項第1号、第1号の2及び第4号に掲げる取引（有価証券等清算取次ぎによるものを除く。）を行うための取引資格（以下「国債先物等取引資格」という。）を有する者をいう。
4 商品先物等取引参加者とは、本所の市場における第2項第2号（ <u>通貨先物取引及び商品指數先物取引（業務規程第5条第1項に規定する商品指數先物取引をいう。以下同じ。）に限る。）</u> 、 <u>第2項第2号の2及び第6号に掲げる取引（有価証券等清算取次ぎによるものを除く。）</u> を行うための取引資格（以下「商品先物等取引資格」という。）を有する者をいう。 (削る)	4 商品先物等取引参加者とは、本所の市場における第2項第2号に掲げる取引のうち商品指數を対象とするもの（以下「商品指數先物取引」という。）並びに同項第2号の2及び第6号に掲げる取引（有価証券等清算取次ぎによるものを除く。）を行うための取引資格（以下「商品先物等取引資格」という。）を有する者をいう。
5 (略) 6 (略)	5 外国為替証拠金取引参加者（以下「FX取引参加者」という。）は、本所の市場において、取引所外国為替証拠金取引（法第2条第21項第2号に掲げる取引のうち通貨の価格に係るもの）をいう。（以下「取引所FX取引」という。）ただし、有価証券等清算取次ぎによるものを除く。）を行うための取引資格（以下「FX取引資格」という。）を有する。 6 (略) 7 (略)
(商品先物等取引参加者の種別)	(商品先物等取引参加者の種別)

第2条の2 本所の商品先物等取引参加者の種別は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 商品受託取引参加者 本所の市場において商品指数先物取引、商品先物取引、通貨先物取引及び商品先物オプション取引を行うことができる者
- (2) (略)

(本所の市場における市場デリバティブ取引の態様)

第3条 取引参加者は、その有する清算資格（株式会社日本証券クリアリング機構（以下「クリアリング機構」という。）の業務方法書に規定する清算資格をいう。以下同じ。）に係る本所の市場における市場デリバティブ取引（当該取引参加者が有する取引資格の種類に係るもの及び特定商品先物取引等（当該取引参加者の商品先物等取引参加者の区分に係るもの又は当該取引参加者が第15条第14号に規定する届出を行った取引をいう。以下同じ。）に限る。以下この条において同じ。）については、自らの名においてこれを行うものとする。

2・3 (略)

(合併等について承認を受ける義務)

第14条 取引参加者は、次に掲げる行為をしようとするときは、あらかじめ本所の承認を受けなければならない。

- (1) (略)
- (2) 分割による事業（国債先物等取引参加者（登録金融機関に限る。）にあっては国債証券先物取引、金利先物取引、通貨先物取引及び国債証券先物オプション取引に係る業務、商品受託取引参加者（登録金融機関に限る。）にあっては商品指数先物取引、商品先物取引、通貨先物取引及び商品先物オプション取引に係る業務、商品市場取引参加者にあっては商品指数先物取引、商品先物取引及び商品先物オプション取引に係る業務をいう。以下この項、第15条及び第32条第3項において同じ。）の一部の他の法人への承継（第15条第9号に掲げるものを除く。）

(3)～(5) (略)

2～5 (略)

(削る)

第2条の2 本所の商品先物等取引参加者の種別は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 商品受託取引参加者 本所の市場において商品指数先物取引、商品先物取引及び商品先物オプション取引を行うことができる者
- (2) (略)

(本所の市場における市場デリバティブ取引の態様)

第3条 取引参加者は、その有する清算資格（株式会社日本証券クリアリング機構（以下「クリアリング機構」という。）の業務方法書に規定する清算資格をいう。以下同じ。）に係る本所の市場における市場デリバティブ取引（当該取引参加者が有する取引資格の種類に係るもの及び特定商品先物取引等（当該取引参加者の商品先物等取引参加者の区分に係るもの又は当該取引参加者が第15条第15号に規定する届出を行った取引をいう。以下同じ。）に限る。以下この条において同じ。）については、自らの名においてこれを行うものとする。

2・3 (略)

(合併等について承認を受ける義務)

第14条 取引参加者は、次に掲げる行為をしようとするときは、あらかじめ本所の承認を受けなければならない。

- (1) (略)
- (2) 分割による事業（国債先物等取引参加者（登録金融機関に限る。）にあっては国債証券先物取引、金利先物取引及び国債証券先物オプション取引に係る業務、商品受託取引参加者（登録金融機関に限る。）及び商品市場取引参加者（金融商品取引業者及び取引所取引許可業者を除く。）にあっては商品指数先物取引、商品先物取引及び商品先物オプション取引に係る業務をいう。以下この項、第15条及び第32条第3項において同じ。）の一部の他の法人への承継（第15条第9号に掲げるものを除く。）

(3)～(5) (略)

2～5 (略)

(FX取引取次承認申請)

第14条の2 FX取引参加者は、外国為替証拠金取引取次者（FX取引参加者に取引所FX取引の委託を行った顧客が金融商品取引業者又は登録金融機関である場合であって、当該委託

が当該FX取引参加者に対する取引所FX取引の委託の取次ぎによるものであるときの当該顧客をいう。以下「FX取引取次者」という。)から取引所FX取引を受託しようとするときは、あらかじめFX取引取次者ごとに本所の承認を受けなければならない。

2 FX取引参加者は、前項の承認を受けようとする場合には、本所の定めるところにより申請を行わなければならない。

3 前項の申請を行うFX取引参加者は、本所が定める額の承認審査料を納入するものとする。

4 FX取引参加者が第1項の承認を受けた場合には、当該FX取引参加者及び当該承認に係るFX取引取次者は、本所との間で、本所が定める契約を締結しなければならない。

5 前各項に定めるもののほか、FX取引取次者に関し必要な事項については、本所が規則により定める。

(届出事項)

第15条 取引参加者は、次に掲げる行為をしようとするときは、本所が定めるところにより、あらかじめその内容を本所に届け出なければならない。

(1) 業務（金融商品取引業者にあっては法第28条第1項第1号及び第1号の2に掲げる行為に係る業務、第二種金融商品取引業又は有価証券等管理業務をいい、取引所取引許可業者にあっては取引所取引業務をいい、国債先物等取引参加者（登録金融機関に限る。）にあっては国債証券先物取引、金利先物取引、通貨先物取引及び国債証券先物オプション取引に係る業務をいい、商品受託取引参加者（登録金融機関に限る。）にあっては商品指数先物取引、商品先物取引、通貨先物取引及び商品先物オプション取引に係る業務をいい、商品市場取引参加者にあっては商品指数先物取引、商品先物取引及び商品先物オプション取引に係る業務をいい。）の廃止

(2)～(13) (略)

(削る)

(14) (略)

(15) 商品市場取引参加者における第32条第1項第3号dからiまでに掲げる者の該当状況の変更

(16) (略)

(17) (略)

(届出事項)

第15条 取引参加者は、次に掲げる行為をしようとするときは、本所が定めるところにより、あらかじめその内容を本所に届け出なければならない。

(1) 業務（金融商品取引業者にあっては法第28条第1項第1号及び第1号の2に掲げる行為に係る業務、第二種金融商品取引業又は有価証券等管理業務をいい、取引所取引許可業者にあっては取引所取引業務をいい、国債先物等取引参加者（登録金融機関に限る。）にあっては国債証券先物取引、金利先物取引及び国債証券先物オプション取引に係る業務をいい、商品受託取引参加者（登録金融機関に限る。）及び商品市場取引参加者（金融商品取引業者及び取引所取引許可業者を除く。）にあっては商品指数先物取引、商品先物取引及び商品先物オプション取引に係る業務をいう。）の廃止

(2)～(13) (略)

(14) 前条第1項の承認を受けているFX取引参加者にあっては、FX取引取次者からの取引所FX取引の受託の中止

(15) (略)

(16) 商品市場取引参加者における第32条第1項第4号aからiに掲げる者の該当状況の変更

(17) (略)

(18) (略)

(18) 本所の市場における通貨先物取引を行おうとする先物取引等取引参加者、国債先物等取引参加者及び商品受託取引参加者においては、通貨先物取引の開始及び中止

(報告事項)
第16条 (略)
(削る)

(削る)

(削る)

(非清算参加者の定義)
第24条 (略)

2 (略)
3 指数先物等非清算参加者とは、指数先物等清算資格（クリアリング機構の業務方法書に規定する指数先物等清算資格をいう。以下同じ。）を有しない先物取引等取引参加者、国債先物等取引参加者及び商品先物等取引参加者をいう。

(削る)

4 (略)
5 (略)
6 (略)
7 (略)

8 この規程においては、現物非清算参加者、国債先物等非清算参加者、指数先物等非清算参加者、貴金属先物等非清算参加者、ゴム先物等非清算参加者、農産物先物等非清算参加者及び原油先物等非清算参加者を総称して、非清算参加者という。

(新設)

(報告事項)
第16条 (略)
2 前項に定めるもののほか、FX取引参加者にあっては、本所が必要と認める事項について本所が定めるところにより本所に報告しなければならない。

(投資者保護の促進等)
第19条の3 FX取引参加者は、取引所FX取引に係るリスク管理体制の適切な整備を通じて、公正な取引所FX取引の確保及び投資者保護の促進に努めるものとする。

(区分管理状況の適切な管理)
第19条の4 FX取引参加者は、取引所FX取引に係る区分管理の状況について、毎年1回以上定期的に、公認会計士若しくは監査法人による外部監査又は独立した部署による内部監査を受けることにより、適切に管理しなければならない。

(非清算参加者の定義)
第24条 (略)
2 (略)
3 指数先物等非清算参加者とは、指数先物等清算資格（クリアリング機構の業務方法書に規定する指数先物等清算資格をいう。以下同じ。）を有しない先物取引等取引参加者をいう。

4 外国為替証拠金取引非清算参加者（以下「FX非清算参加者」という。）とは、FX清算資格（クリアリング機構の業務方法書に規定するFX清算資格をいう。以下同じ。）を有しないFX取引参加者をいう。

5 (略)
6 (略)
7 (略)
8 (略)

9 この規程においては、現物非清算参加者、国債先物等非清算参加者、指数先物等非清算参加者、FX非清算参加者、貴金属先物等非清算参加者、ゴム先物等非清算参加者、農産物先物等非清算参加者及び原油先物等非清算参加者を総称して、非清算参加者という。

9 (略)

(清算受託契約の締結)

第25条 (略)

2・3 (略)

(削る)

4 (略)

5 (略)

6 (略)

7 (略)

8 (略)

9 (略)

(指定清算参加者の指定)

第27条 非清算参加者は、清算資格の種類ごとに、清算受託契約の相手方である他社清算参加者（現物他社清算参加者、国債先物等他社清算参加者、指数先物等他社清算参加者、貴金属先物等他社清算参加者、ゴム先物等他社清算参加者、農産物先物等他社清算参加者又は原油先物等他社清算参加者をいう。以下同じ。）のうちから、当該清算資格の種類に係る取引につき常に有価証券等清算取次ぎの委託先とする一の者（以下「指定清算参加者」という。）を指定しなければならない。

2・3 (略)

(清算受託契約の解約の報告)

第29条 非清算参加者は、清算受託契約の解約については、次の各号に掲げる解約の区分に従い、当該各号に定めるところにより、その内容を本所に報告しなければならない。

(1) 合意による解約

当該解約を行おうとする日の3日前（休業日（現物非清算参加者、国債先物等非清算参加者、指数先物等非清算参加者及び商品先物等非清算参加者にあっては業務規程第19条第1項に規定する休業日（同条第2項に規定する臨時休業日を含む。）をいう。第4号及び第35条第1項において同じ。）を除外する。）の日までに報告を行う。

10 (略)

(清算受託契約の締結)

第25条 (略)

2・3 (略)

4 FX非清算参加者は、本所の市場における取引所FX取引に係る有価証券等清算取次ぎの委託に関し、FX他社清算参加者（FX清算資格に係る他社清算資格を有する者をいう。以下同じ。）との間でクリアリング機構の業務方法書に規定する清算受託契約を締結しなければならない。

5 (略)

6 (略)

7 (略)

8 (略)

9 (略)

10 (略)

(指定清算参加者の指定)

第27条 非清算参加者は、清算資格の種類ごとに、清算受託契約の相手方である他社清算参加者（現物他社清算参加者、国債先物等他社清算参加者、指数先物等他社清算参加者、FX他社清算参加者、貴金属先物等他社清算参加者、ゴム先物等他社清算参加者、農産物先物等他社清算参加者又は原油先物等他社清算参加者をいう。以下同じ。）のうちから、当該清算資格の種類に係る取引につき常に有価証券等清算取次ぎの委託先とする一の者（以下「指定清算参加者」という。）を指定しなければならない。

2・3 (略)

(清算受託契約の解約の報告)

第29条 非清算参加者は、清算受託契約の解約については、次の各号に掲げる解約の区分に従い、当該各号に定めるところにより、その内容を本所に報告しなければならない。

(1) 合意による解約

当該解約を行おうとする日の3日前（休業日（現物非清算参加者、国債先物等非清算参加者、指数先物等非清算参加者及び商品先物等非清算参加者にあっては業務規程第19条第1項に規定する休業日（同条第2項に規定する臨時休業日を含む。）をいい、FX非清算参加者にあっては取引所外國為替証拠金取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例（以下「取引所FX取引特例」という。）第6条第1項に規定する休業日（同条第2項に規定する臨時休業日

(2) ~ (5) (略)

(取引資格取得の承認)

第32条 本所は、次の各号に掲げる取引資格の区分に従い、当該各号に定める者であつて、第30条第2項に定めるところによる審査により適當であると認める者に対して、取引資格の取得の承認を行う。

(1) ~ (2) (略)

(削る)

(3) 商品先物等取引資格

商品受託取引参加者においては次のaからcまでのいずれかに該当する者、商品市場取引参加者においては次のdからiまでのいずれかに該当する者（ただし、個人、法第29条の4第1項第1号イからハまでのいずれかに該当する者又はその役員のうちに同項第2号イからリまでのいずれかに該当する者のある法人を除く。）

a ~ i (略)

2 ~ 6 (略)

(削る)

(商品先物等取引参加者の種別変更申請者の市場デリバティブ取引の停止等の措置)

第35条の2 本所は、第33条の3の規定に基づく商品受託取引参加者から商品市場取引参加者への種別変更の申請を受理した日の翌日（休業日に当たるときは、順次繰り下げる。）から、その商品先物等取引参加者の本所の市場における通貨先物取引（有価証券等

を含む。）をいう。第4号及び第35条第1項において同じ。）を除外する。）の日までに報告を行う。

(2) ~ (5) (略)

(取引資格取得の承認)

第32条 本所は、次の各号に掲げる取引資格の区分に従い、当該各号に定める者であつて、第30条第2項に定めるところによる審査により適當であると認める者に対して、取引資格の取得の承認を行う。

(1) ~ (2) (略)

(3) FX取引資格

次のa又はbに該当する者

a 金融商品取引業者（第二種金融商品取引業の登録（取引所FX取引の委託を受けようとするときにおける第二種金融商品取引業及び有価証券等管理業務の登録）を受けた者に限る。）

b 登録金融機関

(4) 商品先物等取引資格

商品受託取引参加者においては次のaからcまでのいずれかに該当する者、商品市場取引参加者においては次のaからiまでのいずれかに該当する者（ただし、個人、法第29条の4第1項第1号イからハまでのいずれかに該当する者又はその役員のうちに同項第2号イからリまでのいずれかに該当する者のある法人を除く。）

a ~ i (略)

2 ~ 6 (略)

(取引所FX取引の休止に伴う取引資格の喪失申請の特例)

第34条の2 本所が取引所FX取引の休止

（取引所FX取引特例第29条の2第1項に規定する取引所FX取引の休止をいう。）を行おうとする場合において、当該休止の際、現にFX取引資格を有する取引参加者については、前条の規定にかかわらず、本所が定める日をもって、当該FX取引資格の喪失の申請を行ったものとみなす。

(商品先物等取引参加者の種別変更申請者の市場デリバティブ取引の停止等の措置)

第35条の2 本所は、第33条の3の規定に基づく商品受託取引参加者から商品市場取引参加者への種別変更の申請を受理した日の翌日（休業日に当たるときは、順次繰り下げる。）から、その商品先物等取引参加者の顧客の委託に基づく本所の市場における市場デリバティ

清算取次ぎによるものを除く。) 又は通貨先物取引に係る有価証券等清算取次ぎの委託並びに顧客の委託に基づく本所の市場における市場デリバティブ取引又は有価証券等清算取次ぎの委託を停止する。

2 (略)

(取引参加者の処分)

第42条 本所は、定款第47条の規定に基づき、取引参加者が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合には、当該取引参加者を審問のうえ、当該各号に掲げる処分を行うことができる。

(1) ~ (7) (略)

(削る)

(8) 商品市場取引参加者において、法第29条の4第1項第1号イからハまでのいずれかに該当することとなったとき又はその役員のうちに同項第2号イからリまでのいずれかに該当する者が存在することとなったときは、6か月以内の本所の市場における市場デリバティブ取引若しくは有価証券等清算取次ぎの委託の停止若しくは制限又は取引資格の取消し

(9) (略)

(10) (略)

2 (略)

付 則

- 1 この改正規定は、令和8年4月13日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、令和8年4月13日から施行することが適当でないと本所が認める場合には、同日後の本所が定める日から施行する。

ブ取引又は有価証券等清算取次ぎの委託を停止する。

2 (略)

(取引参加者の処分)

第42条 本所は、定款第47条の規定に基づき、取引参加者が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合には、当該取引参加者を審問のうえ、当該各号に掲げる処分を行うことができる。

(1) ~ (7) (略)

(8) 不正な手段によって第14条の2第1項の承認を受けたときは、当該承認の取消し

(9) 商品市場取引参加者(金融商品取引業者、取引所取引許可業者及び登録金融機関を除く。)において、法第29条の4第1項第1号イからハまでのいずれかに該当することとなったとき又はその役員のうちに同項第2号イからリまでのいずれかに該当する者が存在することとなったときは、6か月以内の本所の市場における市場デリバティブ取引若しくは有価証券等清算取次ぎの委託の停止若しくは制限又は取引資格の取消し

(10) (略)

(11) (略)

2 (略)

清算・決済規程の一部改正新旧対照表

新	旧
(用語の意義) 第2条 (略) 2 (略) 3 この規程において使用する指数先物取引 (法第2条第21項第2号に掲げる取引のうち指数 (通貨 (同条第24項第3号に掲げる通貨をいう。以下同じ。) に係る指数 (以下「通貨指数」という。) 及び商品 (同項第3号の3に掲げる商品をいう。以下同じ。) に係る指数 (以下「商品指数」という。) を含む。) に係るもの) に係る用語の意義は、この規程に別に定める場合を除き、業務規程及びJ-NET市場特例において定めるところによるものとする。 4~8 (略) (削る)	(用語の意義) 第2条 (略) 2 (略) 3 この規程において使用する指数先物取引 (法第2条第21項第2号に掲げる取引のうち指数 (商品 (法第2条第24項第3号の3に掲げる商品をいう。以下同じ。) に係る指數 (以下「商品指數」という。) を含む。) に係るもの) に係る用語の意義は、この規程に別に定める場合を除き、業務規程及びJ-NET市場特例において定めるところによるものとする。 4~8 (略) <u>9 この規程において使用する取引所外国為替証拠金取引 (法第2条第21項第2号に掲げる取引のうち通貨の価格に係るもの) 以下「取引所FX取引」という。) に係る用語の意義は、この規程に別に定める場合を除き、取引所外国為替証拠金取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例 (以下「取引所FX取引特例」という。) において定めるところによるものとする。</u> 10 (略) 11 (略)
<u>9 (略)</u> <u>10 (略)</u> (清算参加者の決済) 第4条 (略) 2~6 (略) (削る)	(清算参加者の決済) 第4条 (略) 2~6 (略) <u>7 本所の市場において成立した取引所FX取引の決済は、クリアリング機構の業務方法書の定めるところによりFX清算参加者 (FX清算資格 (クリアリング機構の業務方法書に規定するFX清算資格をいう。以下同じ。) を有する者をいう。以下同じ。) とクリアリング機構との間で行う。</u>
(クローズアウト数量等申告) 第9条の4 商品先物等非清算参加者 (取引参加者規程第24条第9項に規定する商品先物等非清算参加者をいう。以下同じ。) は、商品指数先物取引等 (商品指数先物取引及び商品先物取引をいう。以下この節において同じ。) の各限月取引及び各限日取引について、クローズアウト数量並びに清算取次買建玉に係る転売又は清算取次売建玉に係る買戻しが成立した場合における当該清算取次買建	(クローズアウト数量等申告) 第9条の4 商品先物等非清算参加者 (取引参加者規程第24条第9項に規定する商品先物等非清算参加者をいう。以下同じ。) は、商品指数先物取引等 (商品指数先物取引及び商品先物取引をいう。以下この節において同じ。) の各限月取引及び各限日取引について、クローズアウト数量並びに清算取次買建玉に係る転売又は清算取次売建玉に係る買戻しが成立した場合における当該清算取次買建

玉又は当該清算取次売建玉に係る転売及び買戻しの数量を、貴金属市場についてはクリアリング機構の業務方法書に定める指定貴金属先物等清算参加者（当該商品先物等非清算参加者が取引参加者規程第27条第1項の規定により指定した貴金属先物等他社清算参加者（貴金属先物等清算資格に係る他社清算資格を有する者をいう。）をいう。以下同じ。）、ゴム市場については指定ゴム先物等清算参加者（当該商品先物等非清算参加者が取引参加者規程第27条第1項の規定により指定したゴム先物等他社清算参加者（ゴム先物等清算資格に係る他社清算資格を有する者をいう。）をいう。以下同じ。）、農産物市場については指定農産物先物等清算参加者（当該商品先物等非清算参加者が取引参加者規程第27条第1項の規定により指定した農産物先物等他社清算参加者（農産物先物等清算資格に係る他社清算資格を有する者をいう。）をいう。以下同じ。）、原油等市場については指定原油先物等清算参加者（当該商品先物等非清算参加者が取引参加者規程第27条第1項の規定により指定した原油先物等他社清算参加者（原油先物等清算資格に係る他社清算資格を有する者をいう。）をいう。以下同じ。）が管理する区分口座ごとに、クリアリング機構が定める时限までの当該指定貴金属先物等清算参加者、当該指定ゴム先物等清算参加者、当該指定農産物先物等清算参加者又は当該指定原油先物等清算参加者が定める日時までに、当該指定貴金属先物等清算参加者、当該指定ゴム先物等清算参加者、当該指定農産物先物等清算参加者又は当該指定原油先物等清算参加者に申告を行うものとする。ただし、当該指定貴金属先物等清算参加者、当該指定ゴム先物等清算参加者、当該指定農産物先物等清算参加者若しくは当該指定原油先物等清算参加者が当該申告を行るべき内容を把握している場合又はクリアリング機構が定めるところにより当該指定貴金属先物等清算参加者、当該指定ゴム先物等清算参加者、当該指定農産物先物等清算参加者若しくは当該指定原油先物等清算参加者がクリアリング機構に対して当該申告を行った場合は、この限りではない。

2 (略)

（商品先物取引等の清算値段）

第9条の5 商品先物取引等の清算値段（商品先物取引における限月現金決済先物取引及び限日現金決済先物取引並びに商品指數先物取

玉又は当該清算取次売建玉に係る転売及び買戻しの数量を、貴金属市場についてはクリアリング機構の業務方法書に定める指定貴金属先物等清算参加者（当該商品先物等非清算参加者が取引参加者規程第27条第1項の規定により指定した貴金属先物等他社清算参加者（貴金属先物等清算資格に係る他社清算資格を有する者をいう。）をいう。以下同じ。）、ゴム市場については指定ゴム先物等清算参加者（当該商品先物等非清算参加者が取引参加者規程第27条第1項の規定により指定したゴム先物等他社清算参加者（ゴム先物等清算資格に係る他社清算資格を有する者をいう。）をいう。以下同じ。）、農産物市場については指定農産物先物等清算参加者（当該商品先物等非清算参加者が取引参加者規程第27条第1項の規定により指定した農産物先物等他社清算参加者（農産物先物等清算資格に係る他社清算資格を有する者をいう。）をいう。以下同じ。）、原油等市場については指定原油先物等清算参加者（当該商品先物等非清算参加者が取引参加者規程第27条第1項の規定により指定した原油先物等他社清算参加者（原油先物等清算資格に係る他社清算資格を有する者をいう。）をいう。以下同じ。）が管理する区分口座ごとに、クリアリング機構が定める时限までの当該指定貴金属先物等清算参加者、当該指定ゴム先物等清算参加者又は当該指定農産物先物等清算参加者が定める日時までに、当該指定貴金属先物等清算参加者、当該指定ゴム先物等清算参加者、当該指定農産物先物等清算参加者又は当該指定原油先物等清算参加者に申告を行うものとする。ただし、当該指定貴金属先物等清算参加者、当該指定ゴム先物等清算参加者、当該指定農産物先物等清算参加者若しくは当該指定原油先物等清算参加者が当該申告を行るべき内容を把握している場合又はクリアリング機構が定めるところにより当該指定貴金属先物等清算参加者、当該指定ゴム先物等清算参加者、当該指定農産物先物等清算参加者若しくは当該指定原油先物等清算参加者がクリアリング機構に対して当該申告を行った場合には、この限りではない。

2 (略)

（商品先物取引等の清算値段）

第9条の5 商品先物取引等の清算値段（商品先物取引における限月現金決済先物取引及び商品指數先物取引にあっては、清算数値。以

引にあっては、清算数値。以下この節において同じ。)は、クリアリング機構が、商品先物取引等の清算値段として定める値段(商品先物取引における限月現金決済先物取引及び限日現金決済先物取引並びに商品指指数先物取引にあっては、数値)とする。

(清算値段間の差額の授受)

第9条の7 (略)

(削る)

(限月現金決済先物取引及び商品指指数先物取引の最終決済に伴う金銭の授受)

第9条の46 限月現金決済先物取引(業務規程第3条に規定する限月現金決済先物取引をいう。)における最終決済において、最終清算数値(業務規程第36条の16に規定する最終清算数値をいう。)と清算数値とを比較して差を生じたときは、商品先物等非清算参加者はその差に相当する金銭を最終決済期日(業務規程第36条の15に規定する最終決済期日をいう。)において、指定貴金属先物等清算参加者又は指定ゴム先物等清算参加者との間で授受するものとする。この場合において、金銭を支払う商品先物等非清算参加者は、クリアリング機構が定める決済时限までの指定貴金属先物等清算参加者又は指定ゴム先物等清算参加者が指定する日時までに、当該指定貴金属先物等清算参加者又は当該指定ゴム先物等清算参加者に金銭を交付しなければならない。

2 (略)

(限日現金決済先物取引の決済に伴う金銭の授受)

第9条の47 限日現金決済先物取引(業務規程第3条第2号の2b(b)に規定する限日現金決済先物取引をいう。以下同じ。)において、商品先物等非清算参加者は、次の各号に掲げる金銭の合計額を、ロールオーバー(業務規程第7条の6に規定するロールオーバーをいう。以下この節において同じ。)若しくは第9条の4第1項に規定する申告が行われた取引日の翌日又は希望受渡し(業務規程第36条の19に規定する希望受渡しをい

下この節において同じ。)は、クリアリング機構が、商品先物取引等の清算値段として定める値段(商品先物取引における限月現金決済先物取引及び商品指指数先物取引にあっては、数値)とする。

(清算値段間の差額の授受)

第9条の7 (略)

2 前項の規定は、貴金属市場に係る限日現金決済先物取引の決済のために金銭を授受する場合について準用する。この場合において、同項中「清算値段」とあるのは「ロールオーバー時の理論現物価格」と読み替えるものとする。

(限月現金決済先物取引及び商品指指数先物取引の最終決済に伴う金銭の授受)

第9条の46 限月現金決済先物取引(業務規程第3条に規定する限月現金決済先物取引をいう。以下同じ。)における最終決済(業務規程第36条の15に規定する最終決済をいう。)において、最終清算数値(業務規程第36条の16に規定する最終清算数値をいう。)と清算値段とを比較して差を生じたときは、商品先物等非清算参加者はその差に相当する金銭を最終決済期日(業務規程第36条の15に規定する最終決済期日をいう。)において、指定貴金属先物等清算参加者又は指定ゴム先物等清算参加者との間で授受するものとする。この場合において、金銭を支払う商品先物等非清算参加者は、クリアリング機構が定める決済时限までの指定貴金属先物等清算参加者又は指定ゴム先物等清算参加者が指定する日時までに、当該指定貴金属先物等清算参加者又は当該指定ゴム先物等清算参加者に金銭を交付しなければならない。

2 (略)

(限日現金決済先物取引の決済に伴う金銭の授受)

第9条の47 限日現金決済先物取引(業務規程第3条第2号の2b(b)に規定する限日現金決済先物取引をいう。以下同じ。)において、商品先物等非清算参加者は、次の各号に掲げる金銭の合計額を、ロールオーバー(業務規程第7条の6に規定するロールオーバーをいう。以下この節において同じ。)若しくは第9条の4第1項に規定する申告が行われた取引日の翌日又は希望受渡し(業務規程第36条の19に規定する希望受渡しをい

う。以下同じ。) が合意された取引日の翌日に、指定貴金属先物等清算参加者との間で授受するものとする。この場合において、金銭を支払う商品先物等非清算参加者は、クリアリング機構が定める決済时限までの指定貴金属先物等清算参加者が指定する日時までに、当該指定貴金属先物等清算参加者に金銭を交付しなければならない。

- (1) 当該取引日の終了時にロールオーバーが行われた建玉にあっては、次の a 及び b に掲げる金銭
- a 当該取引日に成立した取引による建玉について、その約定数値と当該取引日の清算数値との差に相当する金銭
 - b 当該取引日より前に成立した取引による建玉について、当該取引日の清算数値とその前取引日の清算数値との差に相当する金銭
- (2) 第9条の4第1項に規定する申告が行われた建玉にあっては、次の a 及び b に掲げる金銭
- a 当該申告が行われた取引日に成立した取引による建玉について、当該取引の約定数値と当該申告に係る取引の約定数値との差に相当する金銭
 - b 当該申告が行われた取引日より前に成立した取引による建玉について、前取引日の清算数値と当該申告に係る取引の約定数値との差に相当する金銭
- (3) 希望受渡しが合意された建玉にあっては、次の a 及び b に掲げる金銭
- a 当該合意がされた取引日に成立した取引による建玉について、当該取引の約定数値と当該取引日の清算数値との差に相当する金銭
 - b 当該合意がされた取引日より前に成立した取引による建玉について、前取引日の清算数値と当該取引日の清算数値との差に相当する金銭

(限日現金決済先物取引の最終決済に伴う金銭の授受)

第9条の47の2 本所が業務規程第36条の18の2第1項の規定により新たな限日現金決済先物取引の設定及びロールオーバーを行わないこととした場合においては、商品先物等非清算参加者は、取引最終日(業務規程第36条の18の2第1項に定める取引最終日をいう。以下この項において同じ。)の立会終了時までに転売又は買戻しが行われなかつた建玉に係る次の各号に掲げる金銭を、それ

う。以下同じ。) が合意された取引日の翌日に、指定貴金属先物等清算参加者との間で授受するものとする。この場合において、金銭を支払う商品先物等非清算参加者は、クリアリング機構が定める決済时限までの指定貴金属先物等清算参加者が指定する日時までに、当該指定貴金属先物等清算参加者に金銭を交付しなければならない。

- (1) 当該取引日の終了時にロールオーバーが行われた建玉にあっては、次の a 及び b に掲げる金銭
- a 当該取引日に成立した取引による建玉について、その約定値段と当該取引日の理論現物価格との差に相当する金銭
 - b 当該取引日より前に成立した取引による建玉について、当該取引日の清算値段とその前取引日の理論現物価格との差に相当する金銭
- (2) 第9条の4第1項に規定する申告が行われた建玉にあっては、次の a 及び b に掲げる金銭
- a 当該申告が行われた取引日に成立した取引による建玉について、当該取引の約定値段と当該申告に係る取引の約定値段との差に相当する金銭
 - b 当該申告が行われた取引日より前に成立した取引による建玉について、前取引日の理論現物価格と当該申告に係る取引の約定値段との差に相当する金銭
- (3) 希望受渡しが合意された建玉にあっては、次の a 及び b に掲げる金銭
- a 当該合意がされた取引日に成立した取引による建玉について、当該取引の約定値段と当該取引日の理論現物価格との差に相当する金銭
 - b 当該合意がされた取引日より前に成立した取引による建玉について、前取引日の清算値段と当該取引日の理論現物価格との差に相当する金銭

(新設)

それ当該各号に定める日に、指定貴金属先物等清算参加者との間で授受するものとする。
この場合において、金銭を支払う商品先物等非清算参加者は、クリアリング機構が定める決済时限までの指定貴金属先物等清算参加者が指定する日時までに、当該指定貴金属先物等清算参加者に金銭を交付しなければならない。

(1) 次のa及びbに掲げる金銭 最終決済期日（業務規程第36条の18の2第2項に規定する最終決済期日をいう。次号において同じ。）の前日

a 取引最終日に成立した取引による建玉について、その約定数値と取引最終日の清算数値との差に相当する金銭

b 取引最終日より前に成立した取引による建玉について、取引最終日の清算数値とその前取引日の清算数値との差に相当する金銭

(2) 前号a及びbに掲げる建玉について、業務規程第36条の18の3に規定する最終清算数値と取引最終日の清算数値との差に相当する金銭 最終決済期日

(削る)

第25条から第30条まで 削除

第4節 取引所FX取引に係る決済

(建玉の申告)

第25条 FX非清算参加者（取引参加者規程第24条第4項に規定するFX非清算参加者をいう。以下同じ。）は、対象金融指標ごとに、取引所FX取引に係る有価証券等清算取次ぎの委託に基づく買建玉（以下「FX清算取次買建玉」という。）又は有価証券等清算取次ぎの委託に基づく売建玉（以下「FX清算取次売建玉」という。）の数量を、顧客の委託に基づくものと自己の計算によるものとに区分して、クリアリング機構が定める时限までの指定FX清算参加者（当該FX非清算参加者が取引参加者規程第27条第1項の規定により指定したFX他社清算参加者（FX清算資格に係る他社清算資格を有する者をいう。）をいう。）が定める时限までに指定FX清算参加者に申告するものとする。ただし、転売又は買戻しをした場合には、当該転売又は買戻しの数量を、決済に係るものとして、減じて得た数量を申告するものとする。

2 FX非清算参加者は、前項の申告を行う数量の計算を、各取引日（取引所FX取引特例第2条第15号に規定する取引日をいう。以下この節において同じ。）の立会終了後直ちに行い、記録するものとする。

3 FX非清算参加者が第1項に定める申告を行った場合には、本所は、クリアリング機構から当該申告に係る建玉の内容の通知を受けるものとする。

(清算数値及びスワップポイント基準値)

第26条 取引所FX取引の清算数値は、クリアリング機構が取引所FX取引の清算数値として定める数値とする。

2 取引所FX取引のスワップポイント基準値は、クリアリング機構が取引所FX取引のスワップポイント数値として定める数値とする。

(引直差金の授受)

第27条 FX非清算参加者は、有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引所FX取引（過誤訂正等のための取引を含む。以下同じ。）について、立会終了時における建玉のロールオーバー（取引所FX取引特例第2条第17号に規定するロールオーバーをいう。以下同じ。）が行われた場合であって、取引所FX取引における約定数値と当該取引所FX取引に係る取引契約締結を行った取引日の清算数値とを比較して差を生じたときは、その差に相当する金銭を、指定FX清算参加者との間で授受するものとする。この場合において、金銭を支払うFX非清算参加者は、当該差に相当する金銭を、クリアリング機構が定める決済时限までの指定FX清算参加者が指定する日時までに、当該指定FX清算参加者に交付しなければならない。

(更新差金の授受)

第28条 FX非清算参加者は、有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引所FX取引について、立会終了時における建玉のロールオーバーが行われた場合（前条の場合を除く。）であって、取引所FX取引における当該ロールオーバーが行われた取引日の清算数値とその前取引日の清算数値とを比較して差を生じたときは、その差に相当する金銭を、指定FX清算参加者との間で授受するものとする。この場合において、金銭を支払うFX非清算参加者は、当該差に相当する金銭を、クリアリング機構が定める決済时限までの指定FX清算参加者が指定する日時までに、当該指定FX清算参加者に交付しなければならない。

(スワップポイントの授受)

第29条 FX非清算参加者は、有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引所FX取引について、立会終了時における建玉のロールオーバーが行われたときに、各金融指標のスワップポイント基準値を当該ロールオーバーに係る買建玉から売建玉を差し引いた数量に乘じて得た金額に相当する金銭（以下「スワップポイント」という。）を、当該ロールオーバーが行われた取引日に係る決済日において、指定FX清算参加者との間で授受するものとする。この場合において、金銭を支払うFX非清算参加者は、当該金銭を、クリアリング機構が定める決済時限までの指定FX清算参加者が指定する日時までに、当該指定FX清算参加者に交付しなければならない。

（決済差金等の授受）

第30条 FX非清算参加者は、有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引所FX取引について、建玉の転売若しくは買戻し又は最終決済を行った場合には、次の各号に掲げる場合の区分に従い、当該各号に定める金銭を、当該転売若しくは買戻しを行った取引日に係る決済日又は最終決済期日において、指定FX清算参加者との間で授受するものとする。この場合において、金銭を支払うFX非清算参加者は、当該金銭を、クリアリング機構が定める決済時限までの指定FX清算参加者が指定する日時までに、当該指定FX清算参加者に交付しなければならない。

（1）当該建玉が当該転売又は買戻しを行った取引日の約定である場合

当該建玉に係る約定数値と当該転売又は買戻しに係る約定数値の差に相当する金銭

（2）当該建玉が当該転売又は買戻しを行った取引日の前取引日以前の約定である場合

前取引日の清算数値と当該転売又は買戻しに係る約定数値の差に相当する金銭

（3）当該建玉が取引最終日の約定である場合

当該建玉に係る約定数値と最終清算数値の差に相当する金銭

（4）当該建玉が取引最終日の前取引日以前の約定である場合

前取引日の清算数値と最終清算数値の差に相当する金銭

（取引証拠金及び未決済約定の引継ぎ等）
第31条 （略）

（取引証拠金及び未決済約定の引継ぎ等）
第31条 （略）

(削る)

(清算資格取得の場合の未決済取引の取扱い)

第32条 非清算参加者（取引参加者規程第24条第8項に規定する非清算参加者をいう。以下同じ。）である取引参加者が新たに清算資格（国債先物等清算資格、指数先物等清算資格、貴金属先物等清算資格、ゴム先物等清算資格、農産物先物等清算資格又は原油先物等清算資格をいう。以下同じ。）を取得した場合には、当該取引参加者の有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引で未決済のもの（当該清算資格に係るものに限る。）は、当該清算資格を取得したとき以降、当該取引参加者の名における市場デリバティブ取引とする。

（国債先物等清算参加者、指数先物等清算参加者、貴金属先物等清算参加者、ゴム先物等清算参加者、農産物先物等清算参加者又は原油先物等清算参加者である取引参加者が改善指示を受けた場合の未決済約定の引継ぎ）

第39条 国債先物等清算参加者、指数先物等清算参加者、貴金属先物等清算参加者、ゴム先物等清算参加者、農産物先物等清算参加者又は原油先物等清算参加者である取引参加者が改善指示を受けた場合には、クリアリング機構の承認及び他の取引参加者の承諾を受けて、当該他の取引参加者に、先物・オプション取引の未決済約定を引き継ぐことができる。

2 前項の場合において、引継ぎを行おうとする未決済約定がその顧客の委託に基づくものであるときは、当該国債先物等清算参加者、指数先物等清算参加者、貴金属先物等清算参加者、ゴム先物等清算参加者、農産物先物等清算参加者又は原油先物等清算参加者である取引参加者は、当該未決済約定の引継ぎについて当該顧客の同意を得るものとする。

2 取引所FX取引に係る取引証拠金及び未決済約定の引継ぎ等に関する事項は、取引所外國為替証拠金取引に係る証拠金及び未決済約定の引継ぎ等に関する規則をもって定める。

(清算資格取得の場合の未決済取引の取扱い)

第32条 非清算参加者（取引参加者規程第24条第5項に規定する非清算参加者をいう。以下同じ。）である取引参加者が新たに清算資格（国債先物等清算資格、指数先物等清算資格、貴金属先物等清算資格、ゴム先物等清算資格、農産物先物等清算資格、原油先物等清算資格又はFX清算資格をいう。以下同じ。）を取得した場合には、当該取引参加者の有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引で未決済のもの（当該清算資格に係るものに限る。）は、当該清算資格を取得したとき以降、当該取引参加者の名における市場デリバティブ取引とする。

（国債先物等清算参加者、指数先物等清算参加者、貴金属先物等清算参加者、ゴム先物等清算参加者、農産物先物等清算参加者、原油先物等清算参加者又はFX清算参加者である取引参加者が改善指示を受けた場合の未決済約定の引継ぎ）

第39条 国債先物等清算参加者、指数先物等清算参加者、貴金属先物等清算参加者、ゴム先物等清算参加者、農産物先物等清算参加者、原油先物等清算参加者又はFX清算参加者である取引参加者が改善指示を受けた場合には、クリアリング機構の承認及び他の取引参加者の承諾を受けて、当該他の取引参加者に、先物・オプション取引又は取引所FX取引の未決済約定を引き継ぐことができる。

2 前項の場合において、引継ぎを行おうとする未決済約定がその顧客の委託に基づくものであるときは、当該国債先物等清算参加者、指数先物等清算参加者、貴金属先物等清算参加者、ゴム先物等清算参加者、農産物先物等清算参加者、原油先物等清算参加者又はFX清算参加者である取引参加者は、当該未決済約定の引継ぎについて当該顧客の同意を得るものとする。

付 則

- この改正規定は、令和8年4月13日から施行する。
- 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、

売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、令和8年4月13日から施行することが適当でないと本所が認める場合には、同日後の本所が定める日から施行する。

受託契約準則の一部改正新旧対照表

新	旧
(目的) 第1条 株式会社大阪取引所（以下「取引所」という。）の開設する取引所金融商品市場における市場デリバティブ取引（有価証券等清算取次ぎを除く。）の受託に関する契約については、この準則の定めるところによる。	(目的) 第1条 株式会社大阪取引所（以下「取引所」という。）の開設する取引所金融商品市場における市場デリバティブ取引（有価証券等清算取次ぎを除く。）の受託に関する契約については、この準則の定めるところによる。 <u>ただし、取引所外国為替証拠金取引（金融商品取引法（昭和23年法律第25号。以下「法」という。）第2条第21項第2号に掲げる取引のうち通貨の価格に係るもの）</u> 以下「取引所FX取引」という。）については、この準則に定めるもののほか、 <u>取引所外国為替証拠金取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例をもって定める。</u>
2 (略)	2 (略)
(委託の際の指示事項) 第9条 顧客は、市場デリバティブ取引を委託する場合には、その都度、次の各号に掲げる事項を取引参加者に指示するものとする。ただし、顧客があらかじめ指定した方法に従い市場デリバティブ取引の決済を行うことについて、取引参加者が同意している場合には、第2号に掲げる事項の指示があったものとみなす。 (1) 次のaからfまでの市場デリバティブ取引の区分に従い、当該区分に定める事項 a～b (略) bの2 商品先物取引 (a)・(b) (略) <u>(b)の2 金及び白金に係る限月現金決済先物取引については、ポケット取引又はミニ取引の別</u> (c) (略) c～f (略) (2)～(9) (略) (10) 当該委託が高速取引行為（ <u>金融商品取引法（昭和23年法律第25号。以下「法」という。）</u> 第2条第41項に規定する高速取引行為をいう。以下同じ。）に係るものであるときは、その旨	(委託の際の指示事項) 第9条 顧客は、市場デリバティブ取引を委託する場合には、その都度、次の各号に掲げる事項を取引参加者に指示するものとする。ただし、顧客があらかじめ指定した方法に従い市場デリバティブ取引の決済を行うことについて、取引参加者が同意している場合には、第2号に掲げる事項の指示があったものとみなす。 (1) 次のaからfまでの市場デリバティブ取引の区分に従い、当該区分に定める事項 a～b (略) bの2 商品先物取引 (a)・(b) (略) <u>(新設)</u> (c) (略) c～f (略) (2)～(9) (略) (10) 当該委託が高速取引行為（法第2条第41項に規定する高速取引行為をいう。以下同じ。）に係るものであるときは、その旨
2～4 (略)	2～4 (略)
(商品先物取引に係る決済のために授受する金銭)	(商品先物取引に係る決済のために授受する金銭)
第16条の4 (略)	第16条の4 (略)
2 (略)	2 (略)

- 3 顧客と取引参加者との間で限日現金決済先物取引の決済のために授受する金銭（当該顧客が希望受渡しを行う場合における第16条の8に規定する総取引代金等を除く。）は、当該顧客が転売又は買戻しにより限日現金決済先物取引の決済を行う場合には当該転売又は買戻しに対応する当該顧客の委託に基づく未決済約定に係る約定数値と当該転売又は買戻しに係る約定数値の差に相当する金銭とし、当該顧客が希望受渡しを行う場合には当該顧客の委託に基づく未決済約定に係る約定数値と受渡決済値段（希望受渡しにおいて授受する総取引代金を算出するための基準とする値段をいう。）との差に相当する金銭とし、当該顧客の委託に基づく未決済約定に係る決済が転売若しくは買戻し又は最終決済（業務規程第36条の18の2第2項に規定する決済をいう。以下この条において同じ。）により行われない場合には当該顧客の委託に基づく未決済約定に係る約定数値とロールオーバー時の清算数値との差に相当する金銭とし、当該顧客の委託に基づく未決済約定に係る決済が最終決済により行われる場合には未決済約定に係る約定数値と最終清算数値との差に相当する金銭とする。この場合における約定数値には、法第45条の規定により顧客に法第37条の4の規定が適用されない場合又は金融商品取引業等に関する内閣府令第108条第7項の規定により同条第1項第2号トに掲げる事項に代えて、同一日における同一銘柄の取引の単価の平均額とすることができる場合には、取引所が定めるところにより、当該平均額を用いることができる。
- 4 顧客が商品先物取引の決済を行う場合において、損失が生じているときは、当該顧客は当該損失に相当する金銭を、転売又は買戻しにより決済を行う場合には当該決済に係る転売又は買戻しが成立した取引日の終了する日の翌日（当該顧客が非居住者である場合は、当該成立した取引日の終了する日から起算して3日目の日）までの取引参加者が指定する日時までに、現物先物取引において受渡決済を行う場合には当該限月取引の取引最終日の終了する日の翌日（当該顧客が非居住者である場合は、当該取引最終日の終了する日から起算して3日目の日）までの取引参加者が指定する日時までに、限月現金決済先物取引において最終決済を行う場合には当該限月取引の最終決済期日（当該顧客が非居住者である場合は、その翌日）までの取引参加者が指定する日時までに、限日現金決済先物取引にお

3 顧客と取引参加者との間で限日現金決済先物取引の決済のために授受する金銭（当該顧客が希望受渡しを行う場合における第16条の8に規定する総取引代金等を除く。）は、当該顧客が転売又は買戻しにより限日現金決済先物取引の決済を行う場合には当該転売又は買戻しに対応する当該顧客の委託に基づく未決済約定に係る約定数値と当該転売又は買戻しに係る約定数値の差に相当する金銭とし、当該顧客が希望受渡しを行う場合には当該顧客の委託に基づく未決済約定に係る約定数値と受渡決済値段（希望受渡しにおいて授受する総取引代金を算出するための基準とする値段をいう。）との差に相当する金銭とし、当該顧客の委託に基づく未決済約定に係る決済が転売若しくは買戻し又は最終決済（業務規程第36条の18の2第2項に規定する決済をいう。以下この条において同じ。）により行われない場合には当該顧客の委託に基づく未決済約定に係る約定数値とロールオーバー時の理論現物価格との差に相当する金銭とする。この場合における約定数値には、法第45条の規定により顧客に法第37条の4の規定が適用されない場合又は金融商品取引業等に関する内閣府令第108条第7項の規定により同条第1項第2号トに掲げる事項に代えて、同一日における同一銘柄の取引の単価の平均額とすることができる場合には、取引所が定めるところにより、当該平均額を用いることができる。

- 4 顧客が商品先物取引の決済を行う場合において、損失が生じているときは、当該顧客は当該損失に相当する金銭を、転売又は買戻しにより決済を行う場合には当該決済に係る転売又は買戻しが成立した取引日の終了する日の翌日（当該顧客が非居住者である場合は、当該成立した取引日の終了する日から起算して3日目の日）までの取引参加者が指定する日時までに、現物先物取引において受渡決済を行う場合には当該限月取引の取引最終日の終了する日の翌日（当該顧客が非居住者である場合は、当該取引最終日の終了する日から起算して3日目の日）までの取引参加者が指定する日時までに、限月現金決済先物取引において最終決済を行う場合には当該限月取引の最終決済期日（当該顧客が非居住者である場合は、その翌日）までの取引参加者が指定する日時までに、限日現金決済先物取引にお

いて希望受渡しを行う場合には希望受渡しの成立日の翌日（当該顧客が非居住者である場合は、当該希望受渡しの成立日から起算して3日目の日）までの取引参加者が指定する日時までに、限日現金決済先物取引においてロールオーバーを行う場合は当該ロールオーバーが行われる日の翌日（当該顧客が非居住者である場合は、当該ロールオーバーが行われる日から起算して3日目の日）までの取引参加者が指定する日時までに、限日現金決済先物取引において最終決済を行う場合には最終決済期日（当該顧客が非居住者である場合は、その翌日）までの取引参加者が指定する日時までに、取引参加者に差し入れるものとする。

付 則

- 1 この改正規定は、令和8年4月13日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、令和8年4月13日から施行することが適当でないと本所が認める場合には、同日後の本所が定める日から施行する。

いて希望受渡しを行う場合には希望受渡しの成立日の翌日（当該顧客が非居住者である場合は、当該希望受渡しの成立日から起算して3日目の日）までの取引参加者が指定する日時までに、限日現金決済先物取引においてロールオーバーを行う場合には当該ロールオーバーが行われる日の翌日（当該顧客が非居住者である場合は、当該ロールオーバーが行われる日から起算して3日目の日）までの取引参加者が指定する日時までに、取引参加者に差し入れるものとする。

先物・オプション取引口座設定約諾書の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>私は、株式会社日本証券クリアリング機構（以下「クリアリング機構」という。）が金融商品取引清算機関として金融商品債務引受業を行う対象とする市場デリバティブ取引（以下「先物・オプション取引」という。）の特徴、制度の仕組み等取引に関し、貴 から受けた説明の内容を十分把握し、私の判断と責任において先物・オプション取引の委託を行います。つきましては、貴 に先物・オプション取引口座を設定するに際し、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。以下「法」という。）その他の法令、先物・オプション取引が行われる金融商品市場を開設する金融商品取引所（第10条第4項並びに第5項第1号及び第2号を除き、以下単に「金融商品取引所」という。）の定款、業務規程、受託契約準則、取引参加者規程、清算・決済規程、先物・オプション取引に係る証拠金及び未決済約定の引継ぎ等に関する規則（以下「証拠金規則」という。）、その他諸規則及び決定事項、クリアリング機構の業務方法書、金利スワップ取引業務方法書、先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則及び決定事項並びに慣行中、先物・オプション取引の条件に関連する条項に従うとともに、次の各条に掲げる事項を承諾し、これを証するため、この約諾書を差し入れます。なお、本約諾書における用語の意義は、金融商品取引所の定款、業務規程、受託契約準則及び先物・オプション取引に関するこれら諸規則に係る特例、取引参加者規程、清算・決済規程、証拠金規則並びにクリアリング機構の業務方法書及び先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則において定めるところに従います。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1 この改正規定は、令和8年4月13日から施行する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、令和8年4月13日から施行することが適当でないと本所が認める場合には、同日後の本所が定める日から施行する。</p>	<p>私は、株式会社日本証券クリアリング機構（以下「クリアリング機構」という。）が金融商品取引清算機関として金融商品債務引受業を行う対象とする市場デリバティブ取引（<u>通貨に係るものを除く。</u>）（以下「先物・オプション取引」という。）の特徴、制度の仕組み等取引に関し、貴 から受けた説明の内容を十分把握し、私の判断と責任において先物・オプション取引の委託を行います。つきましては、貴 に先物・オプション取引口座を設定するに際し、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。以下「法」という。）その他の法令、先物・オプション取引が行われる金融商品市場を開設する金融商品取引所（第10条第4項並びに第5項第1号及び第2号を除き、以下単に「金融商品取引所」という。）の定款、業務規程、受託契約準則、取引参加者規程、清算・決済規程、先物・オプション取引に係る証拠金及び未決済約定の引継ぎ等に関する規則（以下「証拠金規則」という。）、その他諸規則及び決定事項、クリアリング機構の業務方法書、金利スワップ取引業務方法書、先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則及び決定事項並びに慣行中、先物・オプション取引の条件に関連する条項に従うとともに、次の各条に掲げる事項を承諾し、これを証するため、この約諾書を差し入れます。なお、本約諾書における用語の意義は、金融商品取引所の定款、業務規程、受託契約準則及び先物・オプション取引に関するこれら諸規則に係る特例、取引参加者規程、清算・決済規程、証拠金規則並びにクリアリング機構の業務方法書及び先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則において定めるところに従います。</p>

Agreement for Setting up Futures/Options Trading Account の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>I/We fully understand the explanation your company has given me/us regarding the features, mechanism of the system and other relevant matters of exchange derivatives transactions for which Japan Securities Clearing Corporation (hereinafter referred to as "JSCC") provides Financial Instruments Obligation Assumption Services as a Financial Instruments Clearing Organization (hereinafter collectively referred to as "Futures/Options Trading"), and I/we will entrust Futures/Options Trading with your company on my/our own judgment and responsibility. In setting up a Futures/Options Trading Account (hereinafter referred to as the "Account") with your company, I/we hereby agree to abide by provisions related to conditions for Futures/Options Trading, out of the Financial Instruments and Exchange Act (Act No. 25 of 1948, hereinafter referred to as the "Act" and other laws and regulations; the Articles of Incorporation (Teikan), the Business Regulations (Gyoumu Kitei), the Brokerage Agreement Standards (Jutaku Keiyaku Junsoku), the Trading Participant Regulations (Torihiki Sankasha Kitei), the Clearing and Settlement Regulations (Seisan Kessai Kitei), Rules on Margin and Transfer of Unsettled Contracts Pertaining to Futures/Options Trading (Sakimono Option Torihiki Ni Kakaru Shokokin Oyobi Mikessaiyakujo No Hikitsugi Tou Ni Kansuru Kisoku), (hereinafter referred to as the "Margin Rules") and other rules and the decisions of the Financial Instruments Exchange which establishes the financial instruments market where Futures/Options Trading is conducted (hereinafter referred to as "Financial Instruments Exchange," except in Article 10, Paragraph 4 and Paragraph 5, Items 1 and 2); the Business Rules (Gyoumu Hohosho), the Interest Rate Swap Clearing Business Rules (Kinri Swap Torihiki Gyoumu Hohosho), the Rules on Margins, etc. for Futures and Option Contracts (Sakimono Option Torihiki Ni Kakaru Torihiki Shokokin Tou Ni Kansuru Kisoku) and the decisions of JSCC; and practices, and hereby further acknowledge and agree to the terms and conditions provided in the following articles, and in witness whereof, submit this Agreement to your company. The terms used herein shall have the same meaning as the terms defined in the Articles of Incorporation, the Business Regulations, the Brokerage Agreement Standards, the special regulations for such rules concerning Futures/Options Trading, Trading Participant Regulations, the Clearing and Settlement Regulations and the Margin Rules of the Financial Instruments Exchange, and the Business Rules and the Rules on Margins, etc. for Futures and Option Contracts.</p>	<p>I/We fully understand the explanation your company has given me/us regarding the features, mechanism of the system and other relevant matters of exchange derivatives transactions (<u>excluding those related to currencies</u>) for which Japan Securities Clearing Corporation (hereinafter referred to as "JSCC") provides Financial Instruments Obligation Assumption Services as a Financial Instruments Clearing Organization (hereinafter collectively referred to as "Futures/Options Trading"), and I/we will entrust Futures/Options Trading with your company on my/our own judgment and responsibility. In setting up a Futures/Options Trading Account (hereinafter referred to as the "Account") with your company, I/we hereby agree to abide by provisions related to conditions for Futures/Options Trading, out of the Financial Instruments and Exchange Act (Act No. 25 of 1948, hereinafter referred to as the "Act" and other laws and regulations; the Articles of Incorporation (Teikan), the Business Regulations (Gyoumu Kitei), the Brokerage Agreement Standards (Jutaku Keiyaku Junsoku), the Trading Participant Regulations (Torihiki Sankasha Kitei), the Clearing and Settlement Regulations (Seisan Kessai Kitei), Rules on Margin and Transfer of Unsettled Contracts Pertaining to Futures/Options Trading (Sakimono Option Torihiki Ni Kakaru Shokokin Oyobi Mikessaiyakujo No Hikitsugi Tou Ni Kansuru Kisoku), (hereinafter referred to as the "Margin Rules") and other rules and the decisions of the Financial Instruments Exchange which establishes the financial instruments market where Futures/Options Trading is conducted (hereinafter referred to as "Financial Instruments Exchange," except in Article 10, Paragraph 4 and Paragraph 5, Items 1 and 2); the Business Rules (Gyoumu Hohosho), the Interest Rate Swap Clearing Business Rules (Kinri Swap Torihiki Gyoumu Hohosho), the Rules on Margins, etc. for Futures and Option Contracts (Sakimono Option Torihiki Ni Kakaru Torihiki Shokokin Tou Ni Kansuru Kisoku) and the decisions of JSCC; and practices, and hereby further acknowledge and agree to the terms and conditions provided in the following articles, and in witness whereof, submit this Agreement to your company. The terms used herein shall have the same meaning as the terms defined in the Articles of Incorporation, the Business Regulations, the Brokerage Agreement Standards, the special regulations for such rules concerning Futures/Options Trading, Trading Participant Regulations, the Clearing and Settlement Regulations and the Margin Rules of the Financial Instruments Exchange, and the Business Rules and the Rules on Margins, etc. for Futures and Option Contracts.</p>

Supplementary Provisions

1. These revisions shall take effect on April 13, 2026.
2. Notwithstanding the provisions of the preceding paragraph, if OSE deems it inappropriate to implement the revisions on April 13, 2026, due to problems with operating the trading system or any other unavoidable reasons, they shall be implemented on later date specified by OSE.

J－NET市場に関する業務規程及び受託契約準則の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
(目的) 第1条 この特例は、本所の市場（本所の開設する取引所金融商品市場をいう。以下同じ。）のうち立会によらない市場デリバティブ取引（業務規程第5条第1項第1号に掲げる指数を対象とする指數先物取引（同第6条第1号に規定するM i c r o取引に限る。）及び <u>同第5条第1項第11号に掲げる指數を対象とする指數先物取引</u> を除く。以下同じ。）を行う市場（以下「J－NET市場」という。）における市場デリバティブ取引（有価証券等清算取次ぎを除く。）の受託等について、業務規程及び受託契約準則の特例を規定する。	(目的) 第1条 この特例は、本所の市場（本所の開設する取引所金融商品市場をいう。以下同じ。）のうち立会によらない市場デリバティブ取引（業務規程第5条第1項第1号に掲げる指數を対象とする指數先物取引（同第6条第1号に規定するM i c r o取引に限る。）、 <u>同第5条第1項第11号に掲げる指數を対象とする指數先物取引及び取引所外国為替証拠金取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例第1条第1項に規定する取引所外国為替証拠金取引</u> を除く。以下同じ。）を行う市場（以下「J－NET市場」という。）における市場デリバティブ取引（有価証券等清算取次ぎを除く。）の受託等について、業務規程及び受託契約準則の特例を規定する。
2 (略)	2 (略)
(業務規程の準用) 第10条 業務規程第20条、第21条、第22条第1項、第25条、第29条及び第30条の規定は、J－NET取引について準用する。この場合において、同第30条中「市場デリバティブ取引」とあるのは「市場デリバティブ取引（コンプレッション取引を除く。）」と読み替えるものとする。	(業務規程の準用) 第10条 業務規程第20条、第21条、第22条第1項、第25条、第29条及び第30条の規定は、J－NET取引について準用する。この場合において、同第30条中「市場デリバティブ取引」とあるのは「市場デリバティブ取引（コンプレッション取引を除く。）」と読み替えるものとする。
2・3 (略)	2・3 (略)
(委託の際の指示事項等) 第11条 顧客がJ－NET取引の委託をする場合には、その都度、次の各号に掲げる事項を取引参加者に指示又は通知するものとする。ただし、顧客があらかじめ指定した方法に従いJ－NET取引の決済を行うことについて、取引参加者が同意している場合には、 <u>第3号</u> に掲げる事項の指示があったものとみなす。 (1) (略) (2) 次のaからfまでの市場デリバティブ取引の区分に従い、当該区分に定める事項 a～b (略) bの2 商品先物取引 (a)～(b) (略) <u>(b)の2 金及び白金に係る限月現金決済先物取引については、ポケット取引又はミニ取引の別</u>	(委託の際の指示事項等) 第11条 顧客がJ－NET取引の委託をする場合には、その都度、次の各号に掲げる事項を取引参加者に指示又は通知するものとする。ただし、顧客があらかじめ指定した方法に従いJ－NET取引の決済を行うことについて、取引参加者が同意している場合には、 <u>第3号</u> に掲げる事項の指示があったものとみなす。 (1) (略) (2) 次のaからfまでの市場デリバティブ取引の区分に従い、当該区分に定める事項 a～b (略) bの2 商品先物取引 (a)～(b) (略) (新設)

(c) (略)
c ~ f (略)
(3) ~ (8) (略)
2 ~ 4 (略)

(c) (略)
c ~ f (略)
(3) ~ (8) (略)
2 ~ 4 (略)

付 則

- 1 この改正規定は、令和8年4月13日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、令和8年4月13日から施行することが適当でないと本所が認める場合には、同日後の本所が定める日から施行する。

先物・オプション取引に係る証拠金及び未決済約定の引継ぎ等に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
(目的)	(目的)
第1条 この規則は、清算・決済規程第31条及び受託契約準則第12条の規定に基づき、国債証券先物取引、金利先物取引、指数先物取引、商品先物取引、有価証券オプション取引、国債証券先物オプション取引、指数オプション取引及び商品先物オプション取引（以下「先物・オプション取引」という。）に係る証拠金及び未決済約定の引継ぎ等について、必要な事項を定める。	第1条 この規則は、清算・決済規程第31条第1項及び受託契約準則第12条の規定に基づき、国債証券先物取引、金利先物取引、指数先物取引、商品先物取引、有価証券オプション取引、国債証券先物オプション取引、指数オプション取引及び商品先物オプション取引（以下「先物・オプション取引」という。）に係る証拠金及び未決済約定の引継ぎ等について、必要な事項を定める。
2 (略)	2 (略)
(受入証拠金の総額等の計算方法)	(受入証拠金の総額等の計算方法)
第33条 (略)	第33条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 計算上の損益額は、顧客の委託に基づく国債証券先物取引の相場の変動に基づく利益に相当する額（当該顧客の委託に基づく未決済約定（取引最終日における取引が終了した限月取引に係る未決済約定を除く。以下同じ。）について、当該未決済約定に係る約定値段（現金決済先物取引にあっては、約定数値。以下同じ。）と計算する日の清算値段（現金決済先物取引にあっては、清算数値。以下同じ。）との差益に1億円の100分の1（超長期国債標準物に係る現物先物取引及び現金決済先物取引にあっては10万円）を乗じて得た額をいう。）、顧客の委託に基づく金利先物取引の相場の変動に基づく利益に相当する額（当該顧客の委託に基づく未決済約定について、当該未決済約定に係る約定数値と計算する日の清算数値との差益に25万円を乗じて得た額をいう。）、顧客の委託に基づく指数先物取引の相場の変動に基づく利益に相当する額（当該顧客の委託に基づく未決済約定について、当該未決済約定に係る約定数値と計算する日に終了する取引日の清算数値との差益に業務規程第29条第2号に規定する取引単位を取引対象指数の数値で除して得た額を乗じて得た額をいう。）及び顧客の委託に基づく商品先物取引の相場の変動に基づく利益に相当する額（当該顧客の委託に基づく未決済約定について、当該未決済約定に係る約定数値と計算する日に終了する取引日の清算数値との差益に金の現物先物取引に係るものにあっては1,000円、白金の現物先物取引及びパラジウムの取引に係るものにあっては500円、銀の取引に係るものにあっては1万円、金の限月現金	3 計算上の損益額は、顧客の委託に基づく国債証券先物取引の相場の変動に基づく利益に相当する額（当該顧客の委託に基づく未決済約定（取引最終日における取引が終了した限月取引に係る未決済約定を除く。以下同じ。）について、当該未決済約定に係る約定値段（現金決済先物取引にあっては、約定数値。以下同じ。）と計算する日の清算値段（現金決済先物取引にあっては、清算数値。以下同じ。）との差益に1億円の100分の1（超長期国債標準物に係る現物先物取引及び現金決済先物取引にあっては10万円）を乗じて得た額をいう。）、顧客の委託に基づく金利先物取引の相場の変動に基づく利益に相当する額（当該顧客の委託に基づく未決済約定について、当該未決済約定に係る約定数値と計算する日の清算数値との差益に25万円を乗じて得た額をいう。）、顧客の委託に基づく指数先物取引の相場の変動に基づく利益に相当する額（当該顧客の委託に基づく未決済約定について、当該未決済約定に係る約定数値と計算する日に終了する取引日の清算数値との差益に業務規程第29条第2号に規定する取引単位を取引対象指数の数値で除して得た額を乗じて得た額をいう。）及び顧客の委託に基づく商品先物取引の相場の変動に基づく利益に相当する額（当該顧客の委託に基づく未決済約定について、当該未決済約定に係る約定数値と計算する日に終了する取引日の清算数値との差益に金の現物先物取引に係るものにあっては1,000円、白金の現物先物取引及びパラジウムの取引に係るものにあっては500円、銀の取引に係るものにあっては1万円、金の限月現金

決済先物取引、金の限日現金決済先物取引、白金の限月現金決済先物取引、白金の限日現金決済先物取引及び上海天然ゴム（業務規程第4条第7号bの2（b）ロに規定する上海天然ゴムをいう。以下同じ。）の限月現金決済先物取引に係るものにあっては100円、RSS3号及びTSR20番の取引に係るものにあっては5,000円、一般大豆の取引に係るものにあっては25円、小豆の取引に係るものにあっては80円、とうもろこしの取引に係るものにあっては50円を乗じて得た額をいう。）の合計額から、顧客の委託に基づく国債証券先物取引の相場の変動に基づく損失に相当する額（当該顧客の委託に基づく未決済約定について、当該未決済約定に係る約定値段と計算する日の清算値段との差損に1億円の100分の1（超長期国債標準物に係る現物先物取引及び現金決済先物取引にあっては10万円）を乗じて得た額をいう。）、顧客の委託に基づく金利先物取引の相場の変動に基づく損失に相当する額（当該顧客の委託に基づく未決済約定について、当該未決済約定に係る約定数値と計算する日の清算数値との差損に25万円を乗じて得た額をいう。）、顧客の委託に基づく指数先物取引の相場の変動に基づく損失に相当する額（当該顧客の委託に基づく未決済約定について、当該未決済約定に係る約定数値と計算する日に終了する取引日の清算数値との差損に業務規程第29条第2号に規定する取引単位を取引対象指数の数値で除して得た額を乗じて得た額をいう。）及び顧客の委託に基づく商品先物取引の相場の変動に基づく損失に相当する額（当該顧客の委託に基づく未決済約定について、当該未決済約定に係る約定数値と計算する日に終了する取引日の清算数値との差損に金の現物先物取引に係るものにあっては1,000円、白金の現物先物取引及びパラジウムの取引に係るものにあっては500円、銀の取引に係るものにあっては1万円、金の限月現金決済先物取引、金の限日現金決済先物取引、白金の限月現金決済先物取引、白金の限日現金決済先物取引及び上海天然ゴムの限月現金決済先物取引に係るものにあっては100円、RSS3号及びTSR20番の取引に係るものにあっては5,000円、一般大豆の取引に係るものにあっては25円、小豆の取引に係るものにあっては80円、とうもろこしの取引に係るものにあっては50円を乗じて得た額をいう。）の合計額並びに第36条の規定により払出しを行った場合の当該払出額の合計額を差し引いて得た損益額とする。この場合における約定値段及び約定数値には、法第4

決済先物取引、金の限日現金決済先物取引、白金の限月現金決済先物取引、白金の限日現金決済先物取引及び上海天然ゴム（業務規程第4条第7号bの2（b）ロに規定する上海天然ゴムをいう。以下同じ。）の限月現金決済先物取引に係るものにあっては100円、RSS3号及びTSR20番の取引に係るものにあっては5,000円、一般大豆の取引に係るものにあっては25円、小豆の取引に係るものにあっては80円、とうもろこしの取引に係るものにあっては50円を乗じて得た額をいう。）の合計額から、顧客の委託に基づく国債証券先物取引の相場の変動に基づく損失に相当する額（当該顧客の委託に基づく未決済約定について、当該未決済約定に係る約定値段と計算する日の清算値段との差損に1億円の100分の1（超長期国債標準物に係る現物先物取引及び現金決済先物取引にあっては10万円）を乗じて得た額をいう。）、顧客の委託に基づく金利先物取引の相場の変動に基づく損失に相当する額（当該顧客の委託に基づく未決済約定について、当該未決済約定に係る約定数値と計算する日の清算数値との差損に25万円を乗じて得た額をいう。）、顧客の委託に基づく指数先物取引の相場の変動に基づく損失に相当する額（当該顧客の委託に基づく未決済約定について、当該未決済約定に係る約定数値と計算する日に終了する取引日の清算数値との差損に業務規程第29条第2号に規定する取引単位を取引対象指数の数値で除して得た額を乗じて得た額をいう。）及び顧客の委託に基づく商品先物取引の相場の変動に基づく損失に相当する額（当該顧客の委託に基づく未決済約定について、当該未決済約定に係る約定数値と計算する日に終了する取引日の清算数値との差損に金の現物先物取引に係るものにあっては1,000円、白金の現物先物取引及びパラジウムの取引に係るものにあっては500円、銀の取引に係るものにあっては1万円、金の限月現金決済先物取引、金の限日現金決済先物取引、白金の限月現金決済先物取引、白金の限日現金決済先物取引及び上海天然ゴムの限月現金決済先物取引に係るものにあっては100円、RSS3号及びTSR20番の取引に係るものにあっては5,000円、一般大豆の取引に係るものにあっては25円、小豆の取引に係るものにあっては80円、とうもろこしの取引に係るものにあっては50円を乗じて得た額をいう。）の合計額並びに第36条の規定により払出しを行った場合の当該払出額の合計額を差し引いて得た損益額とする。この場合における約定値段及び約定数値には、法第4

5条の規定により顧客に法第37条の4の規定が適用されない場合又は金融商品取引業等に関する内閣府令第108条第7項の規定により同条第1項第2号トに掲げる事項に代えて、同一日における同一銘柄の取引の単価の平均額とすることができる場合には、本所が定めるところにより、当該平均額を用いることができる。

5条の規定により顧客に法第37条の4の規定が適用されない場合又は金融商品取引業等に関する内閣府令第108条第7項の規定により同条第1項第二号トに掲げる事項に代えて、同一日における同一銘柄の取引の単価の平均額とすることができる場合には、本所が定めるところにより、当該平均額を用いることができる。

付 則

- 1 この改正規定は、令和8年4月13日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、令和8年4月13日から施行することが適当でないと本所が認める場合には、同日後の本所が定める日から施行する。

取引所外国為替証拠金取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例等を廃止する規則

第1条 次の各号に掲げる規則を廃止する。

- (1) 取引所外国為替証拠金取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例
- (2) 取引所FX取引口座設定約諾書
- (3) 取引所外国為替証拠金取引に係る証拠金及び未決済約定の引継ぎ等に関する規則

付 則

この規則は、令和8年4月13日から施行する。

業務規程施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
(新たな限月取引の取引最終日)	(新たな限月取引の取引最終日)
第4条の2 規程第7条第3項、第10条第2項第2号、第15条第2項第1号b、同項第2号b及び第3号bに規定する本所が指定する取引最終日は、本所が当該指定をしようとする日から起算して5日（休業日（規程第19条第1項に規定する休業日をいい、同条第2項に規定する臨時休業日を含む。以下同じ。）を除く。）が経過した日又はそれ以降の日とする。	第4条の2 規程第7条第3項、第10条第2項第2号、第15条第2項第1号b、同項第2号b及び第3号に規定する本所が指定する取引最終日は、本所が当該指定をしようとする日から起算して5日（休業日（規程第19条第1項に規定する休業日をいい、同条第2項に規定する臨時休業日を含む。以下同じ。）を除く。）が経過した日又はそれ以降の日とする。
(指数オプション取引に係る権利行使価格の設定)	(指数オプション取引に係る権利行使価格の設定)
第10条 (略)	第10条 (略)
2 規程第16条第2項各号の規定により設定する権利行使価格（フレックス限月取引に係るもの）を除く。）は、次の各号に掲げる指数オプション取引の対象の区分に従い、当該各号に定めるところによる。	2 規程第16条第2項各号の規定により設定する権利行使価格（フレックス限月取引に係るもの）を除く。）は、次の各号に掲げる指数オプション取引の対象の区分に従い、当該各号に定めるところによる。
(1)～(3) (略)	(1)～(3) (略)
<u>(4) 東証銀行業株価指数オプション</u> 各限月取引の取引開始日の前日における5ポイント刻みの東証銀行業株価指数設定基準値（その日の最終の東証銀行業株価指数の数値に最も近接する5ポイントの整数倍の数値（当該数値が2種類ある場合は、高い方の数値）をいう。以下同じ。）及び当該5ポイント刻みの東証銀行業株価指数設定基準値に近接する上下各8種類の5ポイントの整数倍の数値とする。	(新設)
<u>(5) 東証REIT指数オプション</u> 各限月取引の取引開始日の前日における50ポイント刻みの東証REIT指数設定基準値（その日の最終の東証REIT指数の数値に最も近接する50ポイントの整数倍の数値（当該数値が2種類ある場合は、高い方の数値）をいう。以下同じ。）及び当該50ポイント刻みの東証REIT指数設定基準値に近接する上下各8種類の50ポイントの整数倍の数値とする。	(新設)
3 規程第16条第3項の規定により設定する権利行使価格は、次の各号に掲げる指数オプション取引の対象の区分に従い、当該各号に定める方法により設定するものとする。	3 規程第16条第3項の規定により設定する権利行使価格は、次の各号に掲げる指数オプション取引の対象の区分に従い、当該各号に定める方法により設定するものとする。
(1)～(4) (略)	(1)～(4) (略)
<u>(5) 東証銀行業株価指数オプション</u> 指数オプション取引における東証銀行業株価指数の数値につき、1.0ポイント刻み	(新設)

で設定する10ポイントの整数倍の数値とし、本所が定めるところにより設定する。

(6) 東証REIT指数オプション

指数オプション取引における東証REIT指数の数値につき、100ポイント刻みで設定する100ポイントの整数倍の数値とし、本所が定めるところにより設定する。

- 4 規程第16条第5項各号の規定により追加で設定する新たな権利行使価格は、次の各号に掲げる指數オプション取引の対象の区分に従い、当該各号に定める方法により設定するものとする。ただし、本所が必要と認める場合には、設定する権利行使価格及びその数を変更することができる。

(1)～(3) (略)

(4) 東証銀行業株価指數オプション

次のaからcまでに掲げる場合に該当したときは、その翌日の午前8時に、当該aからcまでに定める方法により設定するものとする。

a 各限月取引について、刻み変更日の2日前の日までに、毎日の5ポイント刻みの東証銀行業株価指數設定基準値を上回る既存の権利行使価格（当該5ポイント刻みの東証銀行業株価指數設定基準値から5ポイント刻みで連続して設定されているものに限る。）又は下回る既存の権利行使価格（当該5ポイント刻みの東証銀行業株価指數設定基準値から5ポイント刻みで連続して設定されているものに限る。）が7種類以下となった場合

当該限月取引について、当該5ポイント刻みの東証銀行業株価指數設定基準値を上回る権利行使価格又は下回る権利行使価格が当該5ポイント刻みの東証銀行業株価指數設定基準値から5ポイント刻みで連続して8種類となるまで、既存の権利行使価格から5ポイント刻みで設定する。

b 各限月取引について、刻み変更日の前日が到来した場合

当該限月取引について、当該前日の2.5ポイント刻みの東証銀行業株価指數設定基準値（その日の最終の東証銀行業株価指數の数値に最も近接する2.5ポイントの整数倍の数値（当該数値が2種類ある場合は、高い方の数値）をいう。以下同じ。）及び当該2.5ポイント刻みの東証銀行業株価指數設定基準値を上回る権利行使価格又は下回る権利行

(新設)

- 4 規程第16条第5項各号の規定により追加で設定する新たな権利行使価格は、次の各号に掲げる指數オプション取引の対象の区分に従い、当該各号に定める方法により設定するものとする。ただし、本所が必要と認める場合には、設定する権利行使価格及びその数を変更することができる。

(1)～(3) (略)

(新設)

使価格が当該前日の2.5ポイント刻みの東証銀行業株価指数設定基準値から2.5ポイント刻みで連続して上下各8種類となるまで、当該2.5ポイント刻みの東証銀行業株価指数設定基準値から2.5ポイント刻みで設定する。

c 各限月取引について、刻み変更日以降の日に、毎日の2.5ポイント刻みの東証銀行業株価指数設定基準値を上回る既存の権利行使価格（当該2.5ポイント刻みの東証銀行業株価指数設定基準値から2.5ポイント刻みで連続して設定されているものに限る。）又は下回る既存の権利行使価格（当該2.5ポイント刻みの東証銀行業株価指数設定基準値から2.5ポイント刻みで連続して設定されているものに限る。）が7種類以下となった場合

当該限月取引について、当該2.5ポイント刻みの東証銀行業株価指数設定基準値を上回る権利行使価格又は下回る権利行使価格が当該2.5ポイント刻みの東証銀行業株価指数設定基準値から2.5ポイント刻みで連続して8種類となるまで、既存の権利行使価格から2.5ポイント刻みで設定する。

(5) 東証REIT指数オプション

次のaからcまでに掲げる場合に該当したときは、その翌日の午前8時に、当該aからcまでに定める方法により設定するものとする。

a 各限月取引について、刻み変更日の2日前の日までに、毎日の50ポイント刻みの東証REIT指数設定基準値を上回る既存の権利行使価格（当該50ポイント刻みの東証REIT指数設定基準値から50ポイント刻みで連続して設定されているものに限る。）又は下回る既存の権利行使価格（当該50ポイント刻みの東証REIT指数設定基準値から50ポイント刻みで連続して設定されているものに限る。）が7種類以下となった場合

当該限月取引について、当該50ポイント刻みの東証REIT指数設定基準値を上回る権利行使価格又は下回る権利行使価格が当該50ポイント刻みの東証REIT指数設定基準値から50ポイント刻みで連続して8種類となるまで、既存の権利行使価格から50ポイント刻みで設定する。

(新設)

b 各限月取引について、刻み変更日の前日が到来した場合

当該限月取引について、当該前日の25ポイント刻みの東証REIT指数設定基準値（その日の最終の東証REIT指数の数値に最も近接する25ポイントの整数倍の数値（当該数値が2種類ある場合は、高い方の数値）をいう。以下同じ。）及び当該25ポイント刻みの東証REIT指数設定基準値を上回る権利行使価格又は下回る権利行使価格が当該前日の25ポイント刻みの東証REIT指数設定基準値から25ポイント刻みで連続して上下各8種類となるまで、当該25ポイント刻みの東証REIT指数設定基準値から25ポイント刻みで設定する。

c 各限月取引について、刻み変更日以降の日に、毎日の25ポイント刻みの東証REIT指数設定基準値を上回る既存の権利行使価格（当該25ポイント刻みの東証REIT指数設定基準値から25ポイント刻みで連続して設定されているものに限る。）又は下回る既存の権利行使価格（当該25ポイント刻みの東証REIT指数設定基準値から25ポイント刻みで連続して設定されているものに限る。）が7種類以下となった場合

当該限月取引について、当該25ポイント刻みの東証REIT指数設定基準値を上回る権利行使価格又は下回る権利行使価格が当該25ポイント刻みの東証REIT指数設定基準値から25ポイント刻みで連続して8種類となるまで、既存の権利行使価格から25ポイント刻みで設定する。

5 (略)

6 規程第16条第6項の規定によりフレックス限月取引に設定する新たな権利行使価格については、規程第16条第2項第1号b、第2号b、第3号b、第4号b及び第5号bの規定を準用する。ただし、本所が必要と認める場合には、設定する権利行使価格及びその数を変更することができる。

7 (略)

(呼値の制限値幅)

第16条 (略)

2 前項に規定する制限値幅は、次の各号に掲げる市場デリバティブ取引の区分に従い、当該各号に定める数値とする。

5 (略)

6 規程第16条第6項の規定によりフレックス限月取引に設定する新たな権利行使価格については、規程第16条第2項第1号b、第2号b、第3号b、第4号及び第5号の規定を準用する。ただし、本所が必要と認める場合には、設定する権利行使価格及びその数を変更することができる。

7 (略)

(呼値の制限値幅)

第16条 (略)

2 前項に規定する制限値幅は、次の各号に掲げる市場デリバティブ取引の区分に従い、当該各号に定める数値とする。

(1)・(1)の2 (略)

(2) 指数先物取引

- a 日経平均、東証株価指数、JPX日経インデックス400、JPXプライム150指数、東証グロース市場250指数、RNP指数、TOPIX Core 30、東証銀行業株価指数、東証REIT指数、S&P/JPX 500 ESGスコア・ティルト指数（傾斜0.5）、FTSE JPXネットゼロ500インデックス、日経気候変動指数及び通貨指数

基準値段に100分の8を乗じて得た数値（呼値の単位の整数倍の数値でないときは、これを切り下げる。次項第2号aにおいて同じ。）とする。

b～g (略)

(2)の2～(4) (略)

(5) 指数オプション取引

3月1日に終了する取引日、6月1日に終了する取引日、9月1日に終了する取引日及び12月1日に終了する取引日（休業日に当たるときは、順次繰り下げる。）の25日前の応当日（休業日を除外する。以下日数計算において同じ。）に終了する取引日から起算して20日間における当該指数オプション取引の対象指数と同一の取引対象指数ごとの中心限月取引（当該取引対象指数が当該中心限月取引と同一の指數先物取引の限月取引のうち流動性が最も集中しているものとして本所が指定する限月取引をいう。）に係る毎取引日の基準値段の平均値（「指数オプション取引制限値幅算定基準値」という。以下この号及び次項第4号において同じ。）に、次の基準値段の区分に従い、当該区分に定める値を乗じて得た数値（日経平均に係るものにあっては10円の整数倍の数値でないときは、10円の整数倍の数値に切り下げ、東証株価指数及び東証REIT指数に係るものにあっては0.5ポイントの整数倍の数値ではないときは、0.5ポイントの整数倍の数値に切り下げ、JPX日経インデックス400に係るものにあっては5ポイントの整数倍の数値に切り下げ、東証銀行業株価指数に係るものにあっては0.1ポイントの整数倍の数値ではないときは、0.1ポイントの整数倍の数値に切り下げる。次項第4号において同じ。）とする。

a (略)

(1)・(1)の2 (略)

(2) 指数先物取引

- a 日経平均、東証株価指数、JPX日経インデックス400、JPXプライム150指数、東証グロース市場250指数、RNP指数、TOPIX Core 30、東証銀行業株価指数、東証REIT指数、S&P/JPX 500 ESGスコア・ティルト指数（傾斜0.5）、FTSE JPXネットゼロ500インデックス及び日経気候変動指数

基準値段に100分の8を乗じて得た数値（呼値の単位の整数倍の数値でないときは、これを切り下げる。次項第2号aにおいて同じ。）とする。

b～g (略)

(2)の2～(4) (略)

(5) 指数オプション取引

3月1日に終了する取引日、6月1日に終了する取引日、9月1日に終了する取引日及び12月1日に終了する取引日（休業日に当たるときは、順次繰り下げる。）の25日前の応当日（休業日を除外する。以下日数計算において同じ。）に終了する取引日から起算して20日間における当該指数オプション取引の対象指数と同一の取引対象指数ごとの中心限月取引（当該取引対象指数が当該中心限月取引と同一の指數先物取引の限月取引のうち流動性が最も集中しているものとして本所が指定する限月取引をいう。）に係る毎取引日の基準値段の平均値（「指数オプション取引制限値幅算定基準値」という。以下この号及び次項第4号において同じ。）に、次の基準値段の区分に従い、当該区分に定める値を乗じて得た数値（日経平均に係るものにあっては10円の整数倍の数値でないときは、10円の整数倍の数値に切り下げ、東証株価指数に係るものにあっては0.5ポイントの整数倍の数値ではないときは、0.5ポイントの整数倍の数値に切り下げ、JPX日経インデックス400に係るものにあっては5ポイントの整数倍の数値でないときは、5ポイントの整数倍の数値に切り下げる。次項第4号において同じ。）とする。

a (略)

b 東証株価指数オプション及び東証REIT指数オプション

基準値段	指数オプション取引制限値幅算定基準値に乗じる値
(略)	(略)

c (略)

d 東証銀行業株価指数オプション

基準値段		指数オプション取引制限値幅算定基準値に乗じる値
	1 ポイント未満の場合	100分の4
1 ポイント以上	5 ポイント	100分の6
5 ポイント以上	10 ポイント	100分の8
10 ポイント以上の場合		100分の11
合		

(5) の 2 (略)

3 規程第33条第2項から第4項までに規定する呼値の制限値幅の上限又は下限の拡大は、次の各号に掲げる市場デリバティブ取引の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) ~ (1) の 2 (略)

(2) 指数先物取引

a 日経平均、東証株価指数、JPX日経インデックス400、JPXプライム150指数、東証グロース市場250指数、RNP指数、TOPIX Core 30、東証銀行業株価指数、東証REIT指数、S&P/JPX 500 ESGスコア・ティルト指数（傾斜0.5）、FTSE JPXネットゼロ500インデックス、日経気候変動指数及び通貨指数

(a) ~ (d) (略)

b ~ f (略)

(2) の 2 ~ (4) の 2 (略)

4 (略)

5 第1項から第3項までに規定する基準値段は、次の各号に掲げる市場デリバティブ取引

b 東証株価指数オプション

基準値段	指数オプション取引制限値幅算定基準値に乗じる値
(略)	(略)

c (略)

(新設)

(5) の 2 (略)

3 規程第33条第2項から第4項までに規定する呼値の制限値幅の上限又は下限の拡大は、次の各号に掲げる市場デリバティブ取引の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) ~ (1) の 2 (略)

(2) 指数先物取引

a 日経平均、東証株価指数、JPX日経インデックス400、JPXプライム150指数、東証グロース市場250指数、RNP指数、TOPIX Core 30、東証銀行業株価指数、東証REIT指数、S&P/JPX 500 ESGスコア・ティルト指数（傾斜0.5）、FTSE JPXネットゼロ500インデックス及び日経気候変動指数

(a) ~ (d) (略)

b ~ f (略)

(2) の 2 ~ (4) の 2 (略)

4 (略)

5 第1項から第3項までに規定する基準値段は、次の各号に掲げる市場デリバティブ取引

の区分ごとに、当該各号に定める値段とする。

(1)・(1)の2 (略)

(2) 指数先物取引

a M i n i 取引及びM i c r o 取引を除く指数先物取引

前取引日の当該限月取引の清算数値（クリアリング機構が指数先物取引の清算数値として定める数値をいう。以下この号において同じ。）とする。ただし、前取引日に当該限月取引の清算数値がない場合は、日経平均、東証株価指数、J P X 日経インデックス400、J P X プライム150指數、東証グロース市場250指數、R N P 指數、T O P I X C o r e 30、東証銀行業株価指數、東証R E I T指數、S & P / J P X 500 E S Gスコア・ティルト指數（傾斜0.5）、F T S E J P X ネットゼロ500インデックス及び日経気候変動指數にあっては別表2により算出した理論価格（当該理論価格が呼値の単位の整数倍でないときは、当該理論価格に最も近接する呼値の単位の整数倍の値段（該当する値段が二つある場合は、高い方の値段））、N Y ダウ、台湾加権指數、F T S E 中国50インデックス、日経平均V I 、日経平均・配当指數、C M E 原油等指數及び通貨指數にあっては当該限月取引の直前に取引最終日を迎える限月取引の清算数値とする。

b (略)

(2) の2 商品先物取引

a (略)

b 限月現金決済先物取引（上海天然ゴムに係る限月現金決済先物取引を除く。）

当該限月取引と取引最終日の属する月を同一とする当該限月現金決済先物取引の取引対象とする現物先物取引の価格に係る限月取引に係る基準値段と同一とする。ただし、対応する当該現物先物取引の限月取引が存在しない場合には、前取引日の当該限月現金決済先物取引の限月取引の清算数値（前取引日に当該限月取引の清算数値がないときには、当該限月取引の直前に取引最終日を迎える限月取引の清算数値）とする。

c (略)

(3)～(5) の2 (略)

6 (略)

(取引の一時中断)

の区分ごとに、当該各号に定める値段とする。

(1)・(1)の2 (略)

(2) 指数先物取引

a M i n i 取引及びM i c r o 取引を除く指数先物取引

前取引日の当該限月取引の清算数値（クリアリング機構が指数先物取引の清算数値として定める数値をいう。以下この号において同じ。）とする。ただし、前取引日に当該限月取引の清算数値がない場合は、日経平均、東証株価指数、J P X 日経インデックス400、J P X プライム150指數、東証グロース市場250指數、R N P 指數、T O P I X C o r e 30、東証銀行業株価指數、東証R E I T指數、S & P / J P X 500 E S Gスコア・ティルト指數（傾斜0.5）、F T S E J P X ネットゼロ500インデックス及び日経気候変動指數にあっては別表2により算出した理論価格（当該理論価格が呼値の単位の整数倍でないときは、当該理論価格に最も近接する呼値の単位の整数倍の値段（該当する値段が二つある場合は、高い方の値段））、N Y ダウ、台湾加権指數、F T S E 中国50インデックス、日経平均V I 、日経平均・配当指數及びC M E 原油等指數にあっては当該限月取引の直前に取引最終日を迎える限月取引の清算数値とする。

b (略)

(2) の2 商品先物取引

a (略)

b 限月現金決済先物取引（上海天然ゴムに係る限月現金決済先物取引を除く。）

当該限月取引と取引最終日の属する月を同一とする当該限月現金決済先物取引の取引対象とする現物先物取引の価格に係る限月取引に係る基準値段と同一とする。

c (略)

(3)～(5) の2 (略)

6 (略)

(取引の一時中断)

第20条 (略)

2・3 (略)

4 規程第33条第6項に規定する本所が定める値幅は、次の各号に掲げる市場デリバティブ取引の区分に従い、当該各号に定めるところによる。ただし、取引状況等を勘案して本所が必要と認める場合には、本所がその都度定める値幅とする。

(1)・(1)の2 (略)

(2) 指数先物取引

a 日経平均、東証株価指数、JPX日経インデックス400、JPXプライム150指数、東証グロース市場250指数、RNP指数、TOPIX Core 30、東証銀行業株価指数、東証REIT指数、S&P/JPX 500 ESGスコア・ティルト指数（傾斜0.5）、FTSE JPXネットゼロ500インデックス、日経気候変動指数及び通貨指数

規程第33条第6項に規定する基準となる値段（以下この項において単に「基準値段」という。）に1000分の8を乗じて得た数値とする。

b～d (略)

(2)の2 商品先物取引

a 金に係る現物先物取引、限月現金決済先物取引及び限日現金決済先物取引
基準値段に1000分の5を乗じて得た数値とする。

b 白金に係る現物先物取引、限月現金決済先物取引及び限日現金決済先物取引
基準値段に100分の1を乗じて得た数値とする。

c～i (略)

(3)・(4) (略)

(5) 指数オプション取引

次のa～eまでに掲げる指数オプションの区分に従い、基準値段に応じて、当該a～eまでに定めるところによる。

a～c (略)

d 東証銀行業株価指数オプション

基準値段		値幅	
	500ポイント ト未満の場合	1ポイント ント	
500ポイント ト 以上	80 0ポ イン ト	// 5ポイント ント	1.2 5 ント
80 //	1, //		1.5

第20条 (略)

2・3 (略)

4 規程第33条第6項に規定する本所が定める値幅は、次の各号に掲げる市場デリバティブ取引の区分に従い、当該各号に定めるところによる。ただし、取引状況等を勘案して本所が必要と認める場合には、本所がその都度定める値幅とする。

(1)・(1)の2 (略)

(2) 指数先物取引

a 日経平均、東証株価指数、JPX日経インデックス400、JPXプライム150指数、東証グロース市場250指数、RNP指数、TOPIX Core 30、東証銀行業株価指数、東証REIT指数、S&P/JPX 500 ESGスコア・ティルト指数（傾斜0.5）、FTSE JPXネットゼロ500インデックス及び日経気候変動指数

規程第33条第6項に規定する基準値段（以下この号及び第5号において単に「基準値段」という。）に1000分の8を乗じて得た数値とする。

b～d (略)

(2)の2 商品先物取引

a 金に係る現物先物取引、限月現金決済先物取引及び限日現金決済先物取引
40円とする。

b 白金に係る現物先物取引、限月現金決済先物取引及び限日現金決済先物取引
40円とする。

c～i (略)

(3)・(4) (略)

(5) 指数オプション取引

次のa～cまでに掲げる指数オプションの区分に従い、基準値段に応じて、当該a～cまでに定めるところによる。

a～c (略)

(新設)

<u>0 ポ イン ト</u>		<u>0 0 0 ポ イン ト</u>		<u>ポイン ト</u>
<u>1, 0 0 0 ポイ ント</u>	<u>〃</u>	<u>2, 0 0 0 ポ イン ト</u>	<u>〃</u>	<u>2 ポイ ント</u>
<u>2, 0 0 0 ポイ ント以上の場 合</u>				<u>2. 5 ポイン ト</u>

e 東証REIT指數オプション

基準値段		値幅		
		<u>5 0 0 ポイン ト未満の場合</u>		
<u>5 0 0 ポイン ト以上</u>	<u>8 0 0 ポ イン ト</u>	<u>8 0 0 ポ イン ト</u>	<u>〃</u>	<u>1 2. 5 ポイ ント</u>
<u>8 0 0 ポ イン ト</u>	<u>〃</u>	<u>1, 0 0 0 ポ イン ト</u>	<u>〃</u>	<u>1 5 ポ イント</u>
<u>1, 0 0 0 ポイ ント</u>	<u>〃</u>	<u>2, 0 0 0 ポ イン ト</u>	<u>〃</u>	<u>2 0 ポ イント</u>
<u>2, 0 0 0 ポイ ント以上の場 合</u>				<u>2 5 ポ イント</u>

- (5) の 2 (略)
 6 (略)
- (特別清算数値算出に係る値段)
 第22条 (略)
 2 (略)
- 3 規程第36条第1項第9号に規定する本所
が定める時刻は、午後5時とする。
- 4 規程第36条第1項第9号に規定する本所
が定める方法は、それぞれの通貨指數のイン
トラディ・スポットレートのMid Rate
を小数点以下第5位で四捨五入して数値を
得る方法とする。

(新設)

(5) の 2 (略)

6 (略)

- (特別清算数値算出に係る値段)
 第22条 (略)
 2 (略)
- (新設)
- (新設)

付 則

- 1 この改正規定は、令和8年4月13日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、令和8年4月13日から施行することが適当でないと本所が認める場合には、同日後の本所が定める日から施行する。

(別表1の2)

ストラテジー取引の種類等（商品間取引）

(1) 貴金属市場

イ 限月現金決済先物取引については、同一限月取引の組み合わせとする。ただし、ポケット取引とミニ取引を組み合わせることはできないものとする。

ロ (略)

(2) (略)

(別表1の2)

ストラテジー取引の種類等（商品間取引）

(1) 貴金属市場

イ 限月現金決済先物取引については、同一限月取引の組み合わせとする。

ロ (略)

(2) (略)

市場デリバティブ取引又はその受託に関する規制措置の一部改正新旧対照表

新	旧
(市場デリバティブ取引又はその受託に関する規制措置)	(市場デリバティブ取引又はその受託に関する規制措置)
第1条 業務規程第47条の規定に基づき、本所が市場デリバティブ取引又はその受託に関し行うことができる規制措置は、次の各号に掲げるものとする。	第1条 業務規程第47条の規定に基づき、本所が市場デリバティブ取引又はその受託に関し行うことができる規制措置は、次の各号に掲げるものとする。
(1) 先物・オプション取引（清算・決済規程第31条に規定する先物・オプション取引をいう。以下同じ。）に係る証拠金又は取引証拠金について、次に掲げる事項 a～c (略) (2)・(3) (略) (削る)	(1) 先物・オプション取引（清算・決済規程第31条第1項に規定する先物・オプション取引をいう。以下同じ。）に係る証拠金又は取引証拠金について、次に掲げる事項 a～c (略) (2)・(3) (略) <u>(4) 取引所FX取引に係る証拠金又は取引証拠金について、次に掲げる事項</u> a <u>証拠金又は取引証拠金の差入日時又は預託日時の繰上げ</u> b <u>証拠金若しくは取引証拠金の額の引上げ又は当該証拠金若しくは当該取引証拠金の有価証券をもってする代用の制限</u> c <u>証拠金又は取引証拠金を有価証券をもつて代用する場合の代用価格の計算において、時価に乗すべき率の引下げ</u> <u>(5) 取引所FX取引の売付け又は買付けの制限又は禁止</u> <u>(6) 取引所FX取引の総売建玉又は総買建玉の制限</u> (7) (略) (8) (略) (9) (略)
(削る)	(注) この規則における用語の意義は、次に掲げる規則において定めるところによる。 (1) (略) (削る)
<u>(4) (略)</u> <u>(5) (略)</u> <u>(6) (略)</u>	<u>(注) この規則における用語の意義は、次に掲げる規則において定めるところによる。</u> (1) (略) <u>(2) 取引所外国為替証拠金取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例</u> (3) (略) <u>(4) 取引所外国為替証拠金取引に係る証拠金及び未決済約定の引継ぎ等に関する規則</u>
付 則	
1 この改正規定は、令和8年4月13日から施行する。	

2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、
売買システムの稼働に支障が生じた場合その他
やむを得ない事由により、令和8年4月13日
から施行することが適当でないと本所が認める
場合には、同日後の本所が定める日から施行す
る。

取引参加者規程施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
(合併等の承認申請) 第4条の3 (略)	(合併等の承認申請) 第4条の3 (略)
2 前項の承認申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。 (1)～(3) (略) (4) 合併等後の資本金の額若しくは出資の総額（相互会社にあっては、基金（基金債却積立金を含む。）の総額をいう。以下同じ。）又は純財産額（登録金融機関にあっては、純資産額）及び自己資本規制比率（第一種金融商品取引業を行わない者にあっては法第46条の6第1項の規定に準じて算出した比率をいい、リモート取引参加者にあっては本店又は主たる事務所の所在する国において当該国の法令等に基づき算出する自己資本の充実の状況等を示す数値等をいい、商品先物取引業者（金融商品取引業者及び登録金融機関を除く。以下同じ。）にあっては純資産額規制比率（商品先物取引法第211条第1項に規定する純資産額規制比率をいう。以下同じ。）をいい、商品市場取引参加者（商品先物取引業者を除く。）にあっては自己資本の充実の状況等を示す数値等をいい。）の見込みを記載した書面（登録金融機関にあっては、これに準ずるものをいう。） (5)～(7) (略)	2 前項の承認申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。 (1)～(3) (略) (4) 合併等後の資本金の額若しくは出資の総額（相互会社にあっては、基金（基金債却積立金を含む。）の総額をいう。以下同じ。）又は純財産額（登録金融機関にあっては、純資産額）及び自己資本規制比率（第一種金融商品取引業を行わない者にあっては法第46条の6第1項の規定に準じて算出した比率をいい、リモート取引参加者にあっては本店又は主たる事務所の所在する国において当該国の法令等に基づき算出する自己資本の充実の状況等を示す数値等をいい、商品先物取引業者（金融商品取引業者及び登録金融機関を除く。以下同じ。）にあっては純資産額規制比率（商品先物取引法第211条第1項に規定する純資産額規制比率をいう。以下同じ。）をいい、商品市場取引参加者（金融商品取引業者、取引所取引許可業者、登録金融機関及び商品先物取引業者を除く。）にあっては自己資本の充実の状況等を示す数値等をいい。）の見込みを記載した書面（登録金融機関にあっては、これに準ずるものをいう。） (5)～(7) (略)
(報告事項) 第5条 取引参加者規程第16条に規定する本所が定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、所定の報告書に本所が必要と認める書類を添付して報告するものとする。 (1)～(1)の3 (略) (1)の4 金融商品取引業者にあっては、法第31条第2項の規定に基づく登録（法第29条の2第1項第7号イに掲げる事項に係る登録に限る。）を受けたとき、登録金融機関にあっては、法第33条の6第2項の規定に基づく登録（法第33条の3第1項第6号イに掲げる事項に係る登録に限る。）を受けたとき、取引所取引許可業者にあっては、法第60条第1項の許可（法第60条の2第1項第4号イに掲げる事項に係る許可に限る。）を受けたとき、商品市場取引参加者にあって	(報告事項) 第5条 取引参加者規程第16条第1項に規定する本所が定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、所定の報告書に本所が必要と認める書類を添付して報告するものとする。 (1)～(1)の3 (略) (1)の4 金融商品取引業者にあっては、法第31条第2項の規定に基づく登録（法第29条の2第1項第7号イに掲げる事項に係る登録に限る。）を受けたとき、登録金融機関にあっては、法第33条の6第2項の規定に基づく登録（法第33条の3第1項第6号イに掲げる事項に係る登録に限る。）を受けたとき、取引所取引許可業者にあっては、法第60条第1項の許可（法第60条の2第1項第4号イに掲げる事項に係る許可に限る。）を受けたとき、商品市場取引参加者（金融商

は、法第66条の52の規定に基づく登録を受けたとき。

(2)・(2)の2 (略)

(3) 業務（金融商品取引業者にあっては金融商品取引業をいい、取引所取引許可業者にあっては取引所取引業務をいい、国債先物等取引参加者（登録金融機関に限る。）にあっては国債証券先物取引、金利先物取引、通貨先物取引及び国債証券先物オプション取引に係る業務をいい、商品受託取引参加者（登録金融機関に限る。）にあっては商品指數先物取引、商品先物取引、通貨先物取引及び商品先物オプション取引に係る業務をいい、商品市場取引参加者にあっては商品指數先物取引、商品先物取引及び商品先物オプション取引に係る業務をいう。）を休止し、又は再開したとき（認可に係る業務を休止し、又は再開したときを含む。）。

(4)～(16)の2 (略)

(17) 金融商品取引業者、取引所取引許可業者又は商品市場取引参加者の役員にあっては、役員が法第29条の4第1項第2号イからハまでに掲げる者のいずれかに該当することとなった事実を知ったとき、登録金融機関の役員にあっては、役員が破産手続開始の決定、禁錮以上の刑又は法の規定により罰金の刑を受けた事実を知ったとき（外国銀行及び保険会社以外の登録金融機関の役員にあっては銀行法令の規定により、外国銀行の役員にあっては銀行法令又は外国銀行法令の規定により、保険会社の役員にあっては保険業法令の規定により罰金の刑を受けた事実を知ったときを含む。）。

(17)の2 (略)

(17)の3 商品市場取引参加者において、法第29条の4第1項第1号イからハまでのいずれかに該当することとなったとき。

(18) 金融商品取引業者、取引所取引許可業者又は商品市場取引参加者の主要株主（法第29条の4第2項に規定する主要株主をいう。以下同じ。）が同条第1項第5号ニ又はホに該当することとなった事実を知ったとき（外国法人にあっては、主要株主に準ずる者

品取引業者、登録金融機関及び取引所取引許可業者を除く。）にあっては、法第66条の52の規定に基づく登録を受けたとき。

(2)・(2)の2 (略)

(3) 業務（金融商品取引業者にあっては金融商品取引業をいい、取引所取引許可業者にあっては取引所取引業務をいい、国債先物等取引参加者（登録金融機関に限る。）にあっては、国債証券先物取引、金利先物取引及び国債証券先物オプション取引に係る業務をいい、商品受託取引参加者（登録金融機関に限る。）及び商品市場取引参加者（金融商品取引業者及び取引所取引許可業者を除く。）にあっては商品指數先物取引、商品先物取引及び商品先物オプション取引に係る業務をいう。）を休止し、又は再開したとき（認可に係る業務を休止し、又は再開したときを含む。）。

(4)～(16)の2 (略)

(17) 金融商品取引業者、取引所取引許可業者又は商品市場取引参加者（金融商品取引業者、取引所取引許可業者及び登録金融機関を除く。）の役員にあっては、役員が法第29条の4第1項第2号イからハまでに掲げる者のいずれかに該当することとなった事実を知ったとき、登録金融機関の役員にあっては、役員が破産手続開始の決定、禁錮以上の刑又は法の規定により罰金の刑を受けた事実を知ったとき（外国銀行及び保険会社以外の登録金融機関の役員にあっては銀行法令の規定により、外国銀行の役員にあっては銀行法令又は外国銀行法令の規定により、保険会社の役員にあっては保険業法令の規定により罰金の刑を受けた事実を知ったときを含む。）。

(17)の2 (略)

(17)の3 商品市場取引参加者（金融商品取引業者、取引所取引許可業者及び登録金融機関を除く。）において、法第29条の4第1項第1号イからハまでのいずれかに該当することとなったとき。

(18) 金融商品取引業者、取引所取引許可業者又は商品市場取引参加者（金融商品取引業者及び取引所取引許可業者を除く。）の主要株主（法第29条の4第2項に規定する主要株主をいう。以下同じ。）が同条第1項第5号ニ又はホに該当することとなった事実を知ったとき（外国法人にあっては、主要株主

が同号に該当することとなった事実を知ったとき。)。

(18) の2～(22) の3 (略)

(22) の4 商品市場取引参加者（商品先物取引業者を除く。）にあっては、業務及び財産の状況に関して本所が必要と認める資料を作成したとき。

(23)～(26) (略)

(削る)

に準ずる者が同号に該当することとなった事実を知ったとき。)。

(18) の2～(22) の3 (略)

(22) の4 商品市場取引参加者（金融商品取引業者、取引所取引許可業者、登録金融機関及び商品先物取引業者を除く。）にあっては、業務及び財産の状況に関して本所が必要と認める資料を作成したとき。

(23)～(26) (略)

2 F X取引参加者は、事業年度ごとに、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 事業報告書（登録金融機関にあっては、業務報告書）に添付される計算書類に係る会計監査人の監査報告書

(2) 所定の区分管理状況等報告書（区分管理の状況及び外部監査又は内部監査の状況を記載した書面を含む。）

(F X取引参加者に係る報告事項)

第5条の2 取引参加者規程第16条第2項に定める本所が必要と認める事項とは、次の各号に掲げる事項をいう。

(1) 顧客別の売・買別の建玉数量（一の取引日（取引所F X取引特例第2条第15号に規定する取引日をいう。以下この条において同じ。）の立会終了時点における建玉（取引所F X取引特例第2条第16号に規定する建玉をいう。次号において同じ。）の数量をいう。）

(2) 顧客別の証拠金所要額（一の取引日の立会終了時点における建玉に係る取引所外國為替証拠金取引に係る証拠金及び未決済約定の引継ぎ等に関する規則（以下「F X証拠金規則」という。）第35条第2項に規定する証拠金所要額をいう。）

(3) 顧客別の証拠金預託額（F X証拠金規則第32条の規定に基づき、顧客がF X取引参加者に差し入れ又は預託した証拠金であって、次項に定める时限までに差し入れ若しくは預託された金銭の額及び預託された有価証券の時価評価額（F X証拠金規則第7条第2項に規定する有価証券の時価評価額をいう。）をいう。）

(4) 第2号の規定にかかわらず、F X取引参加者が顧客に通知する証拠金所要額

2 F X取引参加者は、取引日ごとに、前項各号に掲げる事項について、当該取引日の終了する日の翌日（休業日（取引所F X取引特例第6条

(削る)

(取引資格取得申請)

第6条 (略)

2 前項の取引資格取得承認申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1)～(5) (略)

(削る)

(6) (略)

(7) (略)

3～5 (略)

(本所が定める商品)

第6条の3 取引参加者規程第32条第1項第3号d及びgに規定する本所が定める商品とは、次の各号に掲げるものをいう。

(1)～(4) (略)

(取引資格喪失申請等)

第8条 (略)

2・3 (略)

4 前項の規定にかかわらず、取引参加者が、取引資格の喪失と同時に新たに取引資格を取得する場合又は取引参加者規程第32条第3項に規定する本所が認めるときに該当する場合は、取引資格の喪失に係る手続料の納入を要しない。

5 (略)

第1項に規定する休業日をいい、同条第2項に規定する臨時休業日を含む。)に当たるときは、順次繰り下げる。)の午前10時までに本所に報告するものとする。

3 FX取引参加者は、前項に定める報告に関し、本所からの照会を受けた場合には、直ちに照会事項について報告しなければならない。

4 FX取引参加者は、前2項に定める報告を適切に行うための体制を整備しなければならない。

(通知事項)

第5条の3 FX取引参加者は、本所に対して、本所が取引所FX取引に係る証拠金制度の適正な運用を確保するために必要と認める事項を通知しなければならない。

(取引資格取得申請)

第6条 (略)

2 前項の取引資格取得承認申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1)～(5) (略)

(6) FX取引資格を取得しようとする者である場合には、所定の区分管理状況等を記載した書面

(7) (略)

(8) (略)

3～5 (略)

(本所が定める商品)

第6条の3 取引参加者規程第32条第1項第4号d及びgに規定する本所が定める商品とは、次の各号に掲げるものをいう。

(1)～(4) (略)

(取引資格喪失申請等)

第8条 (略)

2・3 (略)

4 前項の規定にかかわらず、取引参加者が、取引資格の喪失と同時に新たに取引資格を取得する場合、取引参加者規程第32条第3項に規定する本所が認めるときに該当する場合又は同第34条の2の規定に基づきFX取引資格の喪失の申請を行ったものとみなされる場合は、取引資格の喪失に係る手続料の納入を要しない。

5 (略)

付 則

- 1 この改正規定は、令和8年4月13日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、令和8年4月13日から施行することが適当でないと本所が認める場合には、同日後の本所が定める日から施行する。

取引参加者料金等に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
(取引参加者料金) 第2条 (略) 2 基本料の額（月額）は、次の各号に掲げる取引参加者の区分に従い、当該各号に定める額とする。なお、取引参加者の取引資格の取得日、喪失日又は商品先物等取引参加者の種別の変更日の属する月の基本料は、日割をもって計算する。 (1)・(2) (略) <u>(3)</u> (略) (削る) 3 取引手数料の額は、各取引参加者の本所の市場における次の各号に掲げる取引について、当該各号に定める取引数量等（以下「取引手数料の算出の基準」という。）に取引手数料率を乗じて算出した額の総額とし、次の各号に掲げる取引に係る取引手数料率は、当該取引の対象ごとに、別表1に定めるとおりとする。 (1)～(5) (略) <u>(6)</u> (略) (削る) 4 (略) 5 ギブアップ負担金は、清算執行取引参加者（業務規程第42条第2項に規定する清算執行取引参加者をいう。）が納入するものとし、その額は、同項の規定により成立したギブアップに係る売付け又は買付けの数量に、次の各号に掲げる取引の区分に応じて、当該各号に定める金額を乗じた額とする。 (1)・(1)の2 (略) (2) 指数先物取引 次のaからeまでに掲げる取引対象指数の区分に従い、当該aからeまでに定める金額とする。 a～c (略) d J P X日経インデックス400、J P Xプライム150指数、東証グロース市場250指数、TOPIX Core 30、東証REIT指数、 <u>日経平均・配当指数及び通貨指数</u> 1円 e (略) (2)の2～(6) (略) 6 取消料は、過誤のある注文により市場デリバティブ取引が成立した場合において、業務規程第25条第1項（J-NET市場に関する業務規程及び受託契約準則の特例第10条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、市場デリバティブ取引の取消しが行われた	(取引参加者料金) 第2条 (略) 2 基本料の額（月額）は、次の各号に掲げる取引参加者の区分に従い、当該各号に定める額とする。なお、取引参加者の取引資格の取得日、喪失日又は商品先物等取引参加者の種別の変更日の属する月の基本料は、日割をもって計算する。 (1)・(2) (略) <u>(2)の2</u> (略) <u>(3) FX取引参加者</u> 3万円 3 取引手数料の額は、各取引参加者の本所の市場における次の各号に掲げる取引について、当該各号に定める取引数量等（以下「取引手数料の算出の基準」という。）に取引手数料率を乗じて算出した額の総額とし、次の各号に掲げる取引に係る取引手数料率は、当該取引の対象ごとに、別表1に定めるとおりとする。 (1)～(5) (略) <u>(5)の2</u> (略) <u>(6) 取引所FX取引 取引数量</u> 4 (略) 5 ギブアップ負担金は、清算執行取引参加者（業務規程第42条第2項に規定する清算執行取引参加者をいう。）が納入するものとし、その額は、同項の規定により成立したギブアップに係る売付け又は買付けの数量に、次の各号に掲げる取引の区分に応じて、当該各号に定める金額を乗じた額とする。 (1)・(1)の2 (略) (2) 指数先物取引 次のaからeまでに掲げる取引対象指数の区分に従い、当該aからeまでに定める金額とする。 a～c (略) d J P X日経インデックス400、J P Xプライム150指数、東証グロース市場250指数、TOPIX Core 30、東証REIT指数、 <u>日経平均・配当指数及び通貨指数</u> 1円 e (略) (2)の2～(6) (略) 6 取消料は、過誤のある注文により市場デリバティブ取引が成立した場合において、業務規程第25条第1項（J-NET市場に関する業務規程及び受託契約準則の特例第10条第1項において準用する場合を含む。） <u>又は取引所外国為替証拠金取引に関する業務規程及び受託契約</u>

ときに、当該過誤のある注文を発注した取引参加者が納入するものとし、その額は、取り消された取引（過誤のある注文により成立した取引に限る。）に係る取引手数料の算出の基準に、次の各号に掲げる取引の区分に応じて、当該各号に定める率又は金額を乗じて算出した額とする。ただし、当該額が10万円を下回る場合は、10万円とする。

(1)・(1)の2 (略)

(2) 指数先物取引

次のaからjまでに掲げる取引対象指数の区分に従い、当該aからjまでに定める金額とする。

a～i (略)

j 通貨指数 13円

(2)の2 商品先物取引

次のaからcまでに掲げる商品先物取引の区分に従い、当該aからcまでに定める金額とする。

a (略)

b 限月現金決済先物取引のうちミニ取引

5円

c 限月現金決済先物取引のうちポケット取引及び限日現金決済先物取引 20円

(3)～(5) (略)

(6) (略)

(削る)

7～9 (略)

(削る)

(取引手数料率等の変更等)

第4条 前2条の規定にかかわらず、本所は、市場の活性化のために必要があると認める場合は、本所が別に定めるところにより、一定の期間において、第2条第3項に掲げる取引手数料率の変更若しくは割戻しを行い、又は取引参加

準則の特例（以下「取引所FX取引特例」という。）第15条第1項の規定に基づき、市場デリバティブ取引の取消しが行われたときに、当該過誤のある注文を発注した取引参加者が納入するものとし、その額は、取り消された取引（過誤のある注文により成立した取引に限る。）に係る取引手数料の算出の基準に、次の各号に掲げる取引の区分に応じて、当該各号に定める率又は金額を乗じて算出した額とする。ただし、当該額が10万円を下回る場合は、10万円とする。

(1)・(1)の2 (略)

(2) 指数先物取引

次のaからiまでに掲げる取引対象指数の区分に従い、当該aからiまでに定める金額とする。

a～i (略)

(新設)

(2)の2 商品先物取引

次のaからcまでに掲げる商品先物取引の区分に従い、当該aからcまでに定める金額とする。

a (略)

b 限月現金決済先物取引（上海天然ゴムに係る限月現金決済先物取引を除く。） 5円

c 限日現金決済先物取引 20円

(3)～(5) (略)

(5)の2 (略)

(6) 取引所FX取引 20円

7～9 (略)

（リクイディティ・プロバイダーに対する報奨金）

第3条の2 本所は、リクイディティ・プロバイダーとして指定（取引所外国為替証拠金取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例の施行規則第8条の2第1項の規定によるリクイディティ・プロバイダーの指定をいう。）を受けた取引参加者に対して、本所が別に定めるところにより取引参加者規程第9条第2項の規定に基づき本所が別に定める額の報奨金の支払いを行うものとする。

(取引手数料率等の変更等)

第4条 前3条の規定にかかわらず、本所は、市場の活性化のために必要があると認める場合は、本所が別に定めるところにより、一定の期間において、第2条第3項に掲げる取引手数料率の変更若しくは割戻しを行い、又は取引参加

者規程第9条第2項の規定により報奨金を支払うことができる。この場合において、あらかじめその旨を取引参加者に通知する。

(取引参加者参加金の額)

第5条 取引参加者規程第32条第4項に規定する取引参加者参加金の額は、次の各号に掲げる取引資格の取得の区分に従い、当該各号に定める金額とする。

(1)～(3) (略)

(削る)

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合には、取得する取引資格に係る取引参加者参加金の額は、当該各号に定める金額とする。

(1) (略)

(削る)

(2) (略)

(削る)

(削る)

(削る)

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、取得する取引資格に係る取引参加者参加金を必要としない。

(1) 先物取引等取引参加者が先物取引等取引資格を喪失すると同時に国債先物等取引資格又は商品先物等取引資格を取得する場合

(削る)

(2) (略)

(3) (略)

(削る)

者規程第9条第2項の規定により報奨金を支払うことができる。この場合において、あらかじめその旨を取引参加者に通知する。

(取引参加者参加金の額)

第5条 取引参加者規程第32条第4項に規定する取引参加者参加金の額は、次の各号に掲げる取引資格の取得の区分に従い、当該各号に定める金額とする。

(1)～(3) (略)

(4) FX取引資格を取得する場合

300万円

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合には、取得する取引資格に係る取引参加者参加金の額は、当該各号に定める金額とする。

(1) (略)

(2) 国債先物等取引参加者がFX取引資格を取得する場合

200万円

(3) (略)

(4) 商品先物等取引参加者がFX取引資格を取得する場合

200万円

(5) 国債先物等取引資格及び商品先物等取引資格を有する者がFX取引資格を取得する場合

100万円

(6) 先物取引等取引資格とFX取引資格を同時に取得する場合

300万円

(7) 国債先物等取引資格又は商品先物等取引資格と、FX取引資格を同時に取得する場合

300万円

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、取得する取引資格に係る取引参加者参加金を必要としない。

(1) 先物取引等取引参加者が先物取引等取引資格を喪失すると同時に国債先物等取引資格、商品先物等取引資格又はFX取引資格を取得する場合

(2) 先物取引等取引参加者がFX取引資格を取得する場合

(3) (略)

(4) (略)

(5) FX取引参加者がFX取引資格を喪失すると同時に先物取引等取引資格、国債先物等取引資格又は商品先物等取引資格を取得する場合

(削る)

(削る)

(6) FX取引参加者が先物取引等取引資格又は国債先物等取引資格若しくは商品先物等取引資格を取得する場合

(7) FX取引資格を取得する場合であつて、同時に取引所FX取引特例第21条第1項の規定に基づき本所がマーケットメイカー(取引所FX取引特例第2条第1項第6号に規定するマーケットメイカーをいう。)に指定する場合

付 則

- 1 この改正規定は、令和8年4月13日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、令和8年4月13日から施行することが適当でないと本所が認める場合には、同日後の本所が定める日から施行する。

別表1

取引手数料の算出の基準及び取引手数料率等
取引手数料の算出の基準及び取引手数料率等
は、次のとおりとする。

取引の区分	取引対象の区分	算出の基準	取引手数料率等
(略)			
	CME原油等指数	(略)	(略)
指数先物取引(Mini取引及びMicro取引を除く。)	通貨指数	売付け又は買付けごとに 取引数量 1取引単位につき 13円	
(略)			

別表1

取引手数料の算出の基準及び取引手数料率等
取引手数料の算出の基準及び取引手数料率等
は、次のとおりとする。

取引の区分	取引対象の区分	算出の基準	取引手数料率等
(略)			
	CME原油等指数	(略)	(略)
指数先物取引(Mini取引及びMicro取引を除く。)		(新設)	
(略)			
商品先物取引(限月現金決済先物取引(上海天然ゴムに係る限月現金決済先物)	金及び白金	取引数量	売付け又は買付けごとに 1取引単位につき 5円

商品先物取引（限月現金決済先物取引のうちミニ取引に限る。）	金及び白金	取引数量	売付け又は買付けごとに1取引単位につき 5円	取引を除く。)に限る。)		
商品先物取引（限月現金決済先物取引のうちポケット取引及び限日現金決済先物取引に限る。）	金及び白金	取引数量	売付け又は買付けごとに1取引単位につき 20円	商品先物取引（限月現金決済先物取引に限る。）	金及び白金	取引数量
(略)						売付け又は買付けごとに1取引単位につき 20円
(略)						(略)
(削る)						

(注1)・(注2) (略)

(注3) 市場デリバティブに係る総取引数量又は取引代金の合計額は、各月の1日に終了する取引日から当該月の末日に終了する取引日までの総取引数量又は取引代金の合計額をいう。

(注4)・(注5) (略)

(削る)

(注6) (略)

取引所FX取引	対円金融指標及び融指標	取引数量	売付け又は買付けごとに1取引単位につき 20円
(略)			

(注1)・(注2) (略)

(注3) 取引所FX取引を除く市場デリバティブに係る総取引数量又は取引代金の合計額は、各月の1日に終了する取引日から当該月の末日に終了する取引日までの総取引数量又は取引代金の合計額をいう。

(注4)・(注5) (略)

(注6) 取引所FX取引における取引数量は、各月の1日（休業日（取引所FX取引特例第6条第1項に規定する休業日をいい、同条第2項に規定する臨時休業日を含む。以下この（注6）において同じ。）に当たるときは、順次繰り下げる。）に開始する取引日から当該月の末日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。）に開始する取引日までの取引数量をいう。ただし、本所が必要と認める場合を除き、同第2条第6号に規定するマーケットメイカーについては、マーケットメイカーとしての業務に係る呼値により行った取引及び同第19条の2第1項の規定により成立した取引に係る数量を除くものとする。

(注7) (略)

約諾書に基づく遅延損害金の率の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>次に掲げる約諾書の規定に基づき本所が定める遅延損害金の率は、100円につき1日4銭とする。</p> <p>(1)・(2) (略) (削る)</p>	<p>次に掲げる約諾書の規定に基づき本所が定める遅延損害金の率は、100円につき1日4銭とする。</p> <p>(1)・(2) (略) <u>(3) 取引所FX取引口座設定約諾書第17条第3項及び第19条</u></p>
<p>付 則</p> <p>1 この改正規定は、令和8年4月13日から施行する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、令和8年4月13日から施行することが適当でないと本所が認める場合には、同日後の本所が定める日から施行する。</p>	

J-NET市場に関する業務規程及び受託契約準則の特例の施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(J-NET取引の値段)</p> <p>第3条 J-NET市場特例第3条第3項に規定する本所が定める値段は、次の各号に掲げる市場デリバティブ取引の区分に従い、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(1)の2 (略) (2) 指数先物取引 次のaからeまでに掲げる指数先物取引の対象の区分に従い、当該aからeまでに定める値段とする。 a～c (略) d 日経平均・配当指数、日経気候変動指数及び通貨指数 aの(a)の規定を準用する。この場合において、「100分の8」とあるのは「100分の8（日経平均・配当指数を対象とするものにあっては100分の10）」と読み替えるものとする。 e (略) (2)の2～(4) (略) (5) 指数オプション取引 次のaからdまでに掲げる指数オプション取引の対象の区分及び限月取引の区分に従い、当該aからdまでに定める値段とする。 a (略) b 日経平均Miniオプション <u>1円の1万分の1の整数倍の値段とする。ただし、立会における呼値の制限値幅の基準値段から対象指数の変動幅（前取引日の最終の対象指数と当取引日の取引対象指数を同じくする指数先物取引（Large取引）における直近の限月取引の直近約定数値に基づき計算する指數との差の絶対値をいう。）及び前取引日の最終の対象指数に100分の8を乗じて算出した数値を減じて得た値段（当該値段が1円の1万分の1未満の場合にあっては1円の1万分の1）から、当該対象指数の変動幅及び前取引日の最終の対象指数に100分の8を乗じて算出した数値を当該立会における呼値の制限値幅の基準値段に加えて得た値段までの範囲内の値段に限る。</u> c (略) d 東証銀行業株価指数オプション及び東証REIT指数オプション</p>	<p>(J-NET取引の値段)</p> <p>第3条 J-NET市場特例第3条第3項に規定する本所が定める値段は、次の各号に掲げる市場デリバティブ取引の区分に従い、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(1)の2 (略) (2) 指数先物取引 次のaからeまでに掲げる指数先物取引の対象の区分に従い、当該aからeまでに定める値段とする。 a～c (略) d 日経平均・配当指数及び日経気候変動指数 aの(a)の規定を準用する。この場合において、「100分の8」とあるのは「100分の8（日経平均・配当指数を対象とするものにあっては100分の10）」と読み替えるものとする。 e (略) (2)の2～(4) (略) (5) 指数オプション取引 次のaからdまでに掲げる指数オプション取引の対象の区分及び限月取引の区分に従い、当該aからdまでに定める値段とする。 a (略) b 日経平均Miniオプション <u>前a (a)の規定を準用する。</u> c (略) d 東証銀行業株価指数オプション及び東証REIT指数オプション</p>

(a) 通常限月取引

1 ポイントの 1 万分の 1 の整数倍の値段とする。ただし、立会における呼値の制限値幅の基準値段から対象指数の変動幅（前取引日の最終の対象指数と当取引日の取引対象指数を同じくする指數先物取引における直近の限月取引の直近約定数値に基づき計算する指數との差の絶対値をいう。）及び前取引日の最終の対象指数に 100 分の 8 を乗じて算出した数値を減じて得た値段（当該値段が 1 ポイントの 1 万分の 1 未満の場合にあっては 1 ポイントの 1 万分の 1）から、当該対象指数の変動幅及び前取引日の最終の対象指数に 100 分の 8 を乗じて算出した数値を当該立会における呼値の制限値幅の基準値段に加えて得た値段までの範囲内の値段に限る。

(b) フレックス限月取引

1 ポイントの 1 万分の 1 の整数倍の値段とする。ただし、前取引日が終了する日における対象指数の終値に基づき本所が算出する前取引日終了時点の理論価格から対象指数の変動幅（前取引日が終了する日における最終の対象指数と直近の対象指数の差の絶対値をいう。）及び前取引日の最終の対象指数に 100 分の 11 を乗じて算出した数値を減じて得た値段（当該値段が 1 ポイントの 1 万分の 1 未満の場合にあっては 1 ポイントの 1 万分の 1）から、当該対象指数の変動幅及び前取引日が終了する日における最終の対象指数に 100 分の 11 を乗じて算出した数値を当該理論価格に加えて得た値段までの範囲内の値段に限る。

2・3 (略)

- 付 則
- 1 この改正規定は、令和8年4月13日から施行する。
 - 2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、令和8年4月13日から施行することが適当でないと本所が認める場合には、同日後の本所が定める日から施行する。

1 ポイントの 1 万分の 1 の整数倍の値段とする。ただし、前取引日が終了する日における対象指数の終値に基づき本所が算出する前取引日終了時点の理論価格から対象指数の変動幅（前取引日が終了する日における最終の対象指数と直近の対象指数の差の絶対値をいう。）及び前取引日の最終の対象指数に 100 分の 11 を乗じて算出した数値を減じて得た値段（当該値段が 1 ポイントの 1 万分の 1 未満の場合にあっては 1 ポイントの 1 万分の 1）から、当該対象指数の変動幅及び前取引日が終了する日における最終の対象指数に 100 分の 11 を乗じて算出した数値を当該理論価格に加えて得た値段までの範囲内の値段に限る。

2・3 (略)

先物・オプション取引に係る証拠金及び未決済約定の引継ぎ等に関する規則の取扱いの
一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(不足額の取扱い)</p> <p><u>第5条 証拠金規則第30条第1項に規定する</u> <u>総額の不足額又は現金不足額の計算において、</u> <u>一の市場デリバティブ取引に係る受入証拠金</u> <u>又は当該顧客が証拠金として差し入れ若しく</u> <u>は預託している金銭の額が不足する場合には、</u> <u>他の市場デリバティブ取引に係る受入証拠金</u> <u>又は当該顧客が証拠金として差し入れ又は預</u> <u>託している金銭の額から補足して計算するも</u> <u>のとする。</u></p> <p>付 則</p> <p>1 この改正規定は、令和8年4月13日から施行する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、令和8年4月13日から施行することが適当でないと本所が認める場合には、同日後の本所が定める日から施行する。</p>	(新設)

取引所外国為替証拠金取引における外国為替証拠金取引取次者に関する規則等を廃止する規則

第1条 次の各号に掲げる規則を廃止する。

- (1) 取引所外国為替証拠金取引における外国為替証拠金取引取次者に関する規則
- (2) 取引所外国為替証拠金取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例の施行規則
- (3) 取引所外国為替証拠金取引に係るマーケットメイカーに関する規則
- (4) 取引所外国為替証拠金取引に係る証拠金及び未決済約定の引継ぎ等に関する規則の取扱い

付 則

この規則は、令和8年4月13日から施行する。